



## 「矢吹町の未来を担う子ども応援計画」 目次

---

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 1. 計画の策定にあたって .....                       | 1  |
| (1) 子どもの貧困対策の動き .....                     | 1  |
| (2) 計画の基本事項 .....                         | 2  |
| 2. 子どもの貧困に係る現状と課題 .....                   | 4  |
| (1) 子どもの貧困に係る現状 .....                     | 4  |
| (2) 矢吹町の子ども状況等 .....                      | 7  |
| (3) 矢吹町における支援が必要な子どもに係る課題の整理 .....        | 13 |
| 3. 基本視点と基本理念 .....                        | 14 |
| (1) 子どもの貧困対策のとらえ方 .....                   | 14 |
| (2) 基本理念 .....                            | 16 |
| (3) 基本視点 .....                            | 16 |
| 4. 基本方向と重点方針 .....                        | 17 |
| (1) 基本方向 .....                            | 17 |
| (2) 重点方針 .....                            | 19 |
| 5. 具体的施策 .....                            | 21 |
| 施策軸1 学び育つ環境づくり .....                      | 22 |
| 施策軸2 健康と暮らしの支援 .....                      | 35 |
| 施策軸3 支援ネットワーク体制の構築 .....                  | 41 |
| 6. 計画の推進・進行管理 .....                       | 44 |
| (1) 計画の推進方策 .....                         | 44 |
| (2) 計画の進捗状況の把握 .....                      | 48 |
| 7. 資料 .....                               | 50 |
| (1) 矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会設置要綱 .....       | 50 |
| (2) 矢吹町の未来を担う子ども応援計画策定経過 .....            | 51 |
| (3) 具体的施策の展開に向けた取り組み事例 .....              | 52 |
| (4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律・子供の貧困対策に関する大綱 ..... | 59 |



# 1. 計画の策定にあたって



## (1) 子どもの貧困対策の動き

人口減少傾向となったわが国では、少子高齢化の進展や、雇用環境等様々な社会経済状況の変化によって、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を与えているという現状があります。そのようななか、「次代を担う子どもたちは社会の宝である」ことを再認識し、子どもたちが自分の個性・可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、わが国にとって喫緊かつ最重要の課題となっています。

わが国の子どもたちを取り巻く状況を貧困率等からみると、いくつかの大きな課題が明らかになってきます。平成 25 年度に発表された国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、わが国の子どもの貧困率は 16.3%（平成 24 年）で、近年は上昇傾向で推移しています。国際的にも、日本の子どもの貧困率（平成 21 年 15.7%）は、OECD（経済協力開発機構）加盟 34 か国中下から 10 番目で、OECD 平均（13.3%）を上回っています。また、高等学校進学率は、生活保護世帯の子どもで低い水準になっており、これらの要因として、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右される傾向が指摘されています。

この課題の解決には、子どもの育成環境を整備するとともに、生まれ育った環境によって子どもの将来が決定されることなく、教育を受ける機会の均等化を図る必要があります。さらに、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。そこで国では、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、平成 26 年 1 月に施行しました。施行後、国では「子どもの貧困対策会議」を開催し、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

このように国全体として子どもの貧困対策に取り組む方向性が示されましたが、推進にあたっては以下のような、子どもと子育て家庭に最も身近な市町村における取り組みの方向性を示していくことが求められています。

### 《法律制定の意義と推進にあたっての課題整理》

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| 意<br>義 | ◇「子どもの貧困」に焦点をあてた法律が制定され、子ども期の特性に即した対策推進の<br>明文化 |
|        | ◇内閣府、文部科学省、厚生労働省など省庁横断的な対応                      |
|        | ◇国だけでなく地方公共団体が子どもの貧困対策に取り組む法的根拠の明示              |
|        | ◇住民をはじめ多様な主体の取り組みの活性化                           |
|        | ◇子どもの貧困の状況、施策の実施状況を毎年報告                         |
| 課<br>題 | ◇子どもの貧困の定義が明確にされていません。                          |
|        | ◇対象となる子どもの年齢は明確にされていません。                        |
|        | ◇子ども分野での取り組みにとどまりがちになっています。                     |

## (2) 計画の基本事項

このようなことから、矢吹町では、子どもの貧困問題が表面的にはわかりにくく、様々な面で課題が重なりあうという特徴があることを十分ふまえた上で、貧困のリスクが高い子どもと家庭を把握・支援していくため、「矢吹町の未来を担う子ども応援計画」を策定し、矢吹町における子どもの貧困対策のとらえ方、取り組みの基本的方向などを示します。

### 《計画の目的》

**貧困のリスクが高い子どもと世帯及びその状況を把握する**



**必要な支援が何なのか、どのように支援するかを明確にする  
取り組みの目安とする指標を設定する**

## 矢吹町の未来を担う子ども応援計画の基本事項

### ① 計画策定の趣旨

- ◆子どもの貧困率が上昇傾向であることをふまえて、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立、「子供の貧困対策に関する大綱」の制定などにより、貧困対策を重点的に進めようとしています。
- ◆子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、矢吹町の未来を担う子どもの成長を応援し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本計画を策定します。

### ② 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に基づく計画であるとともに、「第6次矢吹町まちづくり計画」、「矢吹町子ども・子育て支援事業計画」及び「第3次教育振興計画」における課題と基本方向に基づく矢吹町の子どもの貧困対策の基本指針です。

### ③ 計画の対象

- ◆児童福祉法で定められている児童が18歳未満であること、また若者の包括的自立支援の視点をふまえ、対象とする子どもは18歳未満を基本に概ね大学卒業程度までとし、その子どもと養育する家庭の支援に取り組みます。

### ④ 計画期間

- ◆平成29年度から平成33年度までの5年間とします。



### ⑤計画の策定

- ◆計画の策定にあたっては、平成 28 年 9 月に「児童生徒の生活状況に関するアンケート（以下「アンケート」という。）を保護者・児童生徒を対象に実施し、基礎資料としました。また、教育・保健福祉・労働・生活環境分野が連携し、「矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を組織し、検討委員会での意見交換をふまえ本計画を作成し、パブリックコメントを経て、本計画を策定しました。

#### 《児童生徒の生活状況に関するアンケート調査概要》

調査対象:5 歳児・小学校 5 年生・中学校 2 年生・高校 2 年生の児童生徒の保護者と小学校 5 年生・中学校 2 年生・高校 2 年生の子ども本人

調査方法:郵送による配布・回収及び町内の教育・保育施設、小中学校の協力を得て、学校等を通じて配布・回収

回答状況:全体回収率 55.8%

あわせて、日ごろから子どもの保育・教育、親子の支援など子育て家庭・子どもに関わっている支援者へのアンケートとアンケートに基づくヒアリングを実施しました。

(詳細については「児童生徒の生活状況等に関するアンケート調査報告書」を参照)

- ◆本計画の策定を契機に、計画に基づき、現行の施策・取り組みをふまえ、子どもの貧困対策の視点をふまえた施策の推進について検討しながら進めていきます。あわせて、町民をはじめ地域、関係機関への啓発を行い、子どもの貧困に対する理解を深め、矢吹町として貧困対策に取り組む方向性の共有と地域ぐるみで取り組む気運を高めていきます。

## 2. 子どもの貧困に係る現状と課題



### (1) 子どもの貧困に係る現状

子ども人口の減少、少子化が進むわが国の子どもたちの置かれた環境についてみると、貧困と虐待や孤立の関連性、子どもの将来への格差の影響、家庭環境と子どもの学力の関係など、子どもの貧困には複雑な要因が重なりあっている状況がみられます。

わが国の子どもの貧困率は近年上昇を続けており、平成 24 年は 16.3%に達しています。

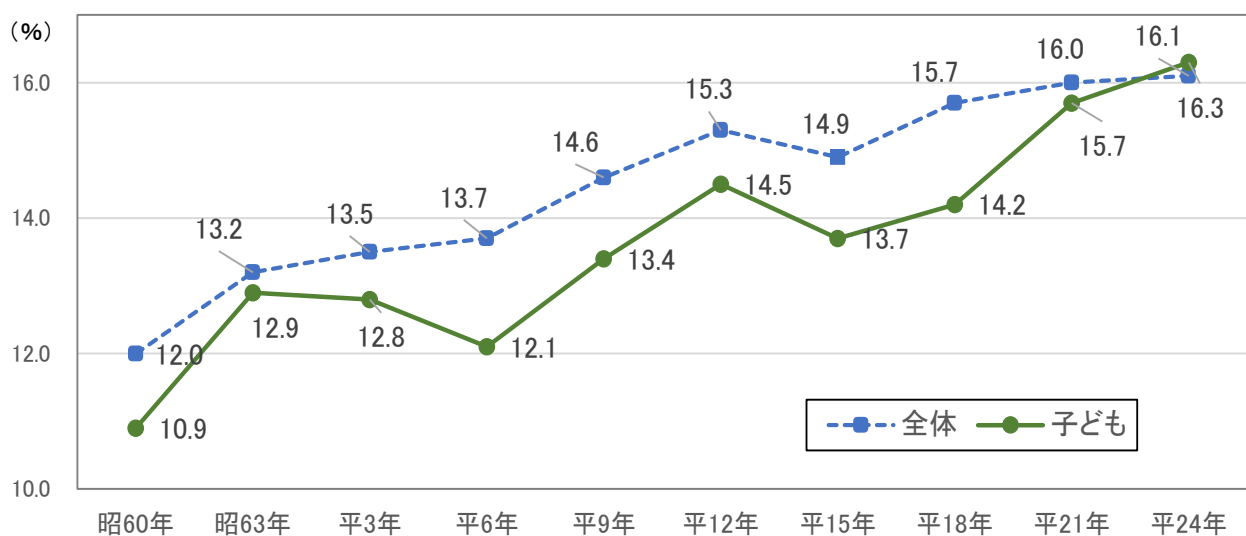
#### 《貧困に係るわが国の子どもたちの置かれた状況(まとめ)》

- ◎児童虐待やいじめ、ひきこりの件数は全国的に増加しており、貧困と虐待、貧困と孤立などの関連性がみられます。
- ◎生活保護率全国平均 1.64%(平均 25 年 1 月)
- ◎就学援助全国平均 15.64%(平成 24 年度)、要保護・準要保護児童生徒割合 12.4%(平成 25 年度)
- ◎母子家庭全国平均 全世帯の 3%(平成 22 年)
- ◎子どもの相対的貧困率<sup>※</sup>は平成 24 年で 16.3%と、成人を含めた全体の相対的貧困率 16.1%を上回っており、OECD 加盟国のなかでも高く、近年は上昇傾向で推移しています。
- ◎ひとり親家庭の貧困率 54.6%
- ◎高校進学率 (平成 23 年度)全体 98.6%、ひとり親家庭 93.9%、生活保護家庭 90.8%

(村井琢哉氏作成、大阪府立大山野教授資料等を加工して作成)

※相対的貧困率:「相対的貧困率」を算出する際の基準としている可処分所得額(貧困線)を基に、国の貧困線を下回る水準で生活する 18 歳未満の子どもの割合

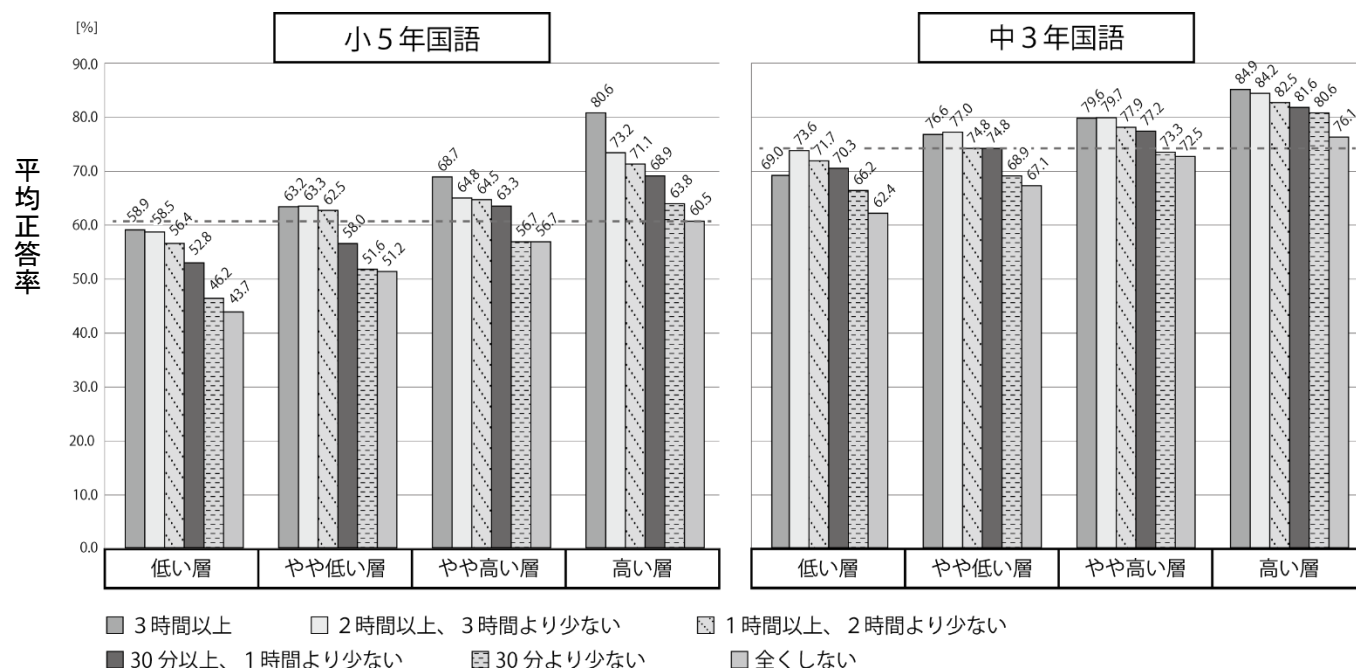
#### 《わが国の相対的貧困率の推移》



(内閣府資料より作成) 昭:昭和、平:平成を示す

家庭と学力との関連については、文部科学省の調査研究によると、家庭の社会経済的背景指標が低い児童生徒が「3 時間以上」勉強して獲得する学力の平均値は、家庭の社会経済的背景指標が高く「全く勉強しない」児童生徒の学力の平均値よりも低いという結果が出ています。

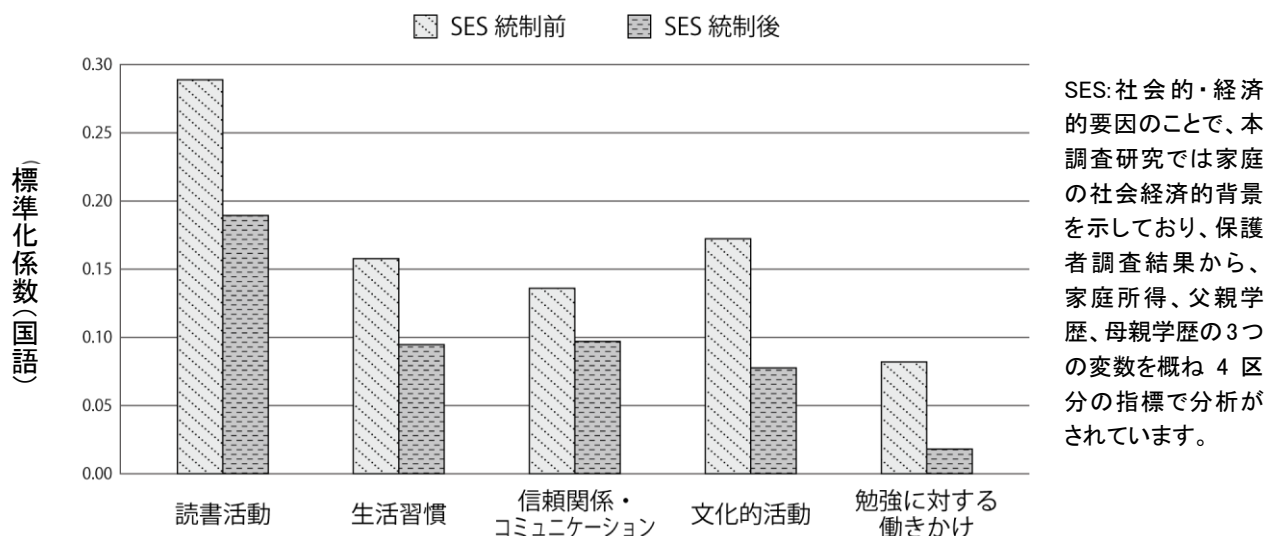
《参考：社会経済的背景指標別でみた努力(学習時間)と学力》



(文部科学省平成 25 年全国学力学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究、耳塚寛明教授資料より作成)

家庭における読書活動、生活環境に関する働きかけ、親子のコミュニケーションなどが子どもの学力に好影響を与えていることも報告されています。

《参考：保護者の意識や関与と児童生徒の学力の関係》



保護者の関与と学力(国語A)の関連(小 6)数値は、数値が大きいほど学力と関連がみられ、SES統制後に数値が小さくなる項目は、SES統制前の数値が見かけ上の関連があることを示しているといえます。(文部科学省平成 25 年全国学力学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究、耳塚寛明教授資料より作成)

## 《貧困に係る課題》

|             |                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 状<br>況      | <p>◇子育ての経済的負担軽減策が講じられているが、多子世帯や進学の場合の負担が大きくなっています。</p> <p>◇世帯の経済力によって学力格差が存在することが指摘されています。生活保護世帯の進学率は概ね低くなっています。</p> <p>◇児童虐待の背景には、家庭の経済的な問題が要因となる事例が多く、様々な困難を抱えるリスクは高まる傾向にあります。</p>                            |
| 必<br>要<br>性 | <p>◇子どもへの支援とあわせて、保護者の就労・自立を支援していく必要があります。</p> <p>◇子どもへの支援には、経済的な支援のほか、居場所づくりや食育、住まい、養育環境の整備などの取り組みが必要です。</p> <p>◇ひとり親家庭のうち所得が低い世帯が多く、総合的な支援が必要です。</p> <p>◇貧困対策の取り組み体制が整っていないことにより、連携のとれた対応ができていない状況になっています。</p> |

国や地方公共団体等は、子育て世帯への経済的負担軽減策や養育環境整備など様々な支援を行っていますが、貧困対策としてそれぞれが連携を深め、課題を共有し、整理したうえで総合的で効果的な対策を講じる必要があります。

## (2) 矢吹町の子どもの状況等

矢吹町の生活保護の保護率は県内でも高い水準にあり、被保護世帯に属する子どもが近年は10人前後で推移しています。また、町民税非課税世帯の割合は就学前児童で10%を超えており、就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童の割合は12%程度みられます。これらは貧困線に近い水準、貧困リスクが高まる水準に近い状況といえ、経済的な要因をはじめ様々な問題を抱えるリスクが高まることが考えられます。

### 《矢吹町の子どもたちの状況(まとめ)》

- ◇子ども人口等の推移：矢吹町の人口（住民基本台帳）は平成28年3月末現在17,704人で、そのうち17歳以下の子ども数は2,854人で、総人口の16.1%を占めています。また、近年は子ども数が微減しています。
- ◇子どものいる世帯：平成22年の国勢調査では、一般世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯は1,732世帯で、一般世帯の29.3%にあたります。そのうち、父親と子、母親と子のみの世帯は146世帯です。（約8.4%）
- ◇ひとり親世帯：児童扶養手当※受給者は平成28年8月1日現在196人です。（約6.9%）
- ◇通園児世帯階層別状況：平成28年度の幼稚園・保育園・認定こども園通園児世帯の階層別状況では、幼稚園の第1・2階層が14.3%、保育園の第1～3階層が15.9%です
- ◇就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童生徒割合：平成28年度の要保護児童生が0.2%、準要保護児童生徒が11.4%で、全体で11.6%となっています。
- ◇生活保護※を受給する18歳未満の子ども：生活保護世帯は平成26年度末現在135世帯162人、保護率は9.1‰※と県平均（平成26年度8.7‰）より高い水準です。そのなかで、生活保護を受給する18歳未満の子ども数は平成27年度末現在で13人です。（約4.5‰）
- ◇要保護児童生徒：矢吹町要保護児童対策地域協議会における要保護児童等※は、平成27年度で16件となっています。（約0.6%）
- ◇アンケートによると、世帯人数と所得階層別でみると、生活のしづらさや子どもへの影響などに関する設問への回答が多くみられます。

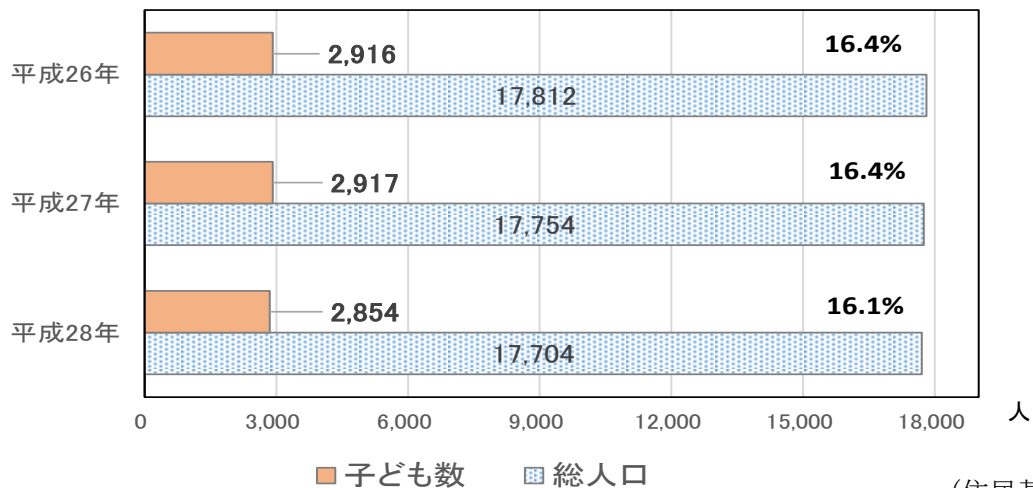
※児童扶養手当：父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために支給される手当

※生活保護：資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障しその自立を助長する制度

※‰（パーミル）：人口千人対

※要保護児童等：虐待等で保護者に監護されることが不相当と認められる児童、監護・保護する保護者がいない児童、保護者の養育を支援することが必要と認められる児童、特定妊婦など

《総人口・子ども数の動き》



(住民基本台帳)

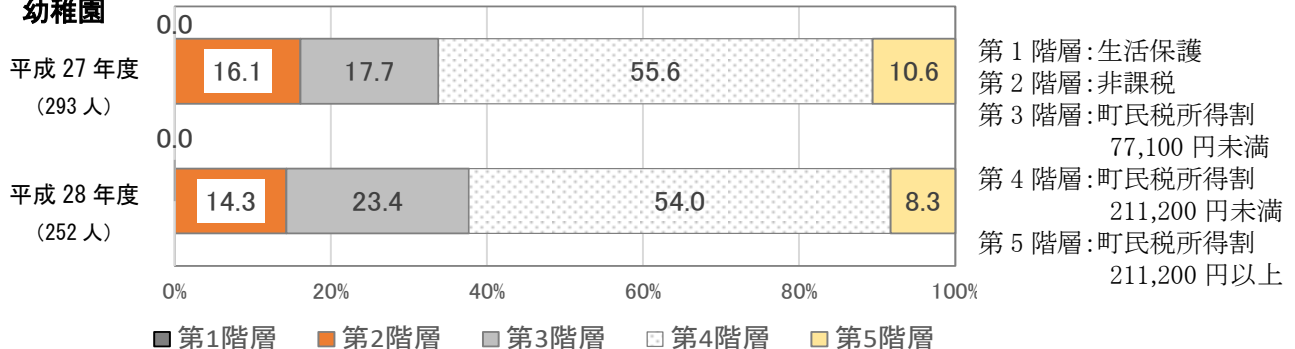
《児童扶養手当受給者数》

|        | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年 8 月 |
|--------|----------|----------|----------|-------------|
| 受給資格者数 | 207 人    | 208 人    | 188 人    | 196 人       |

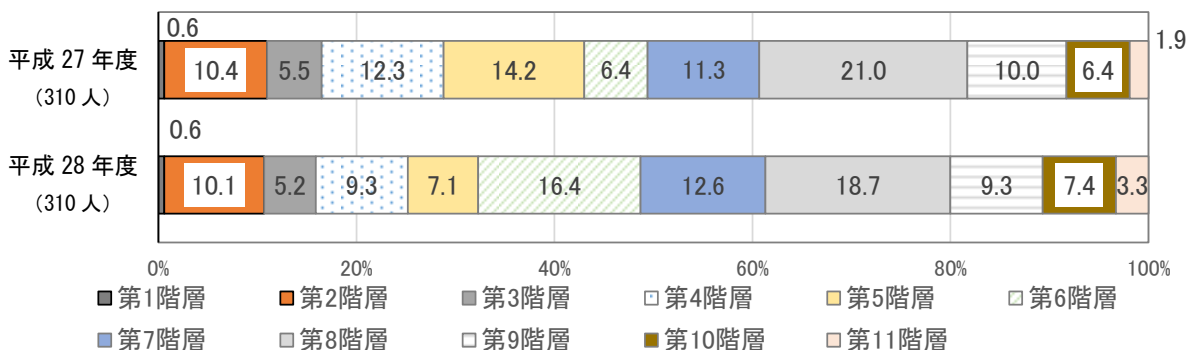
(子育て支援課)

《階層別幼稚園・保育園通園児世帯の状況》

幼稚園



保育園

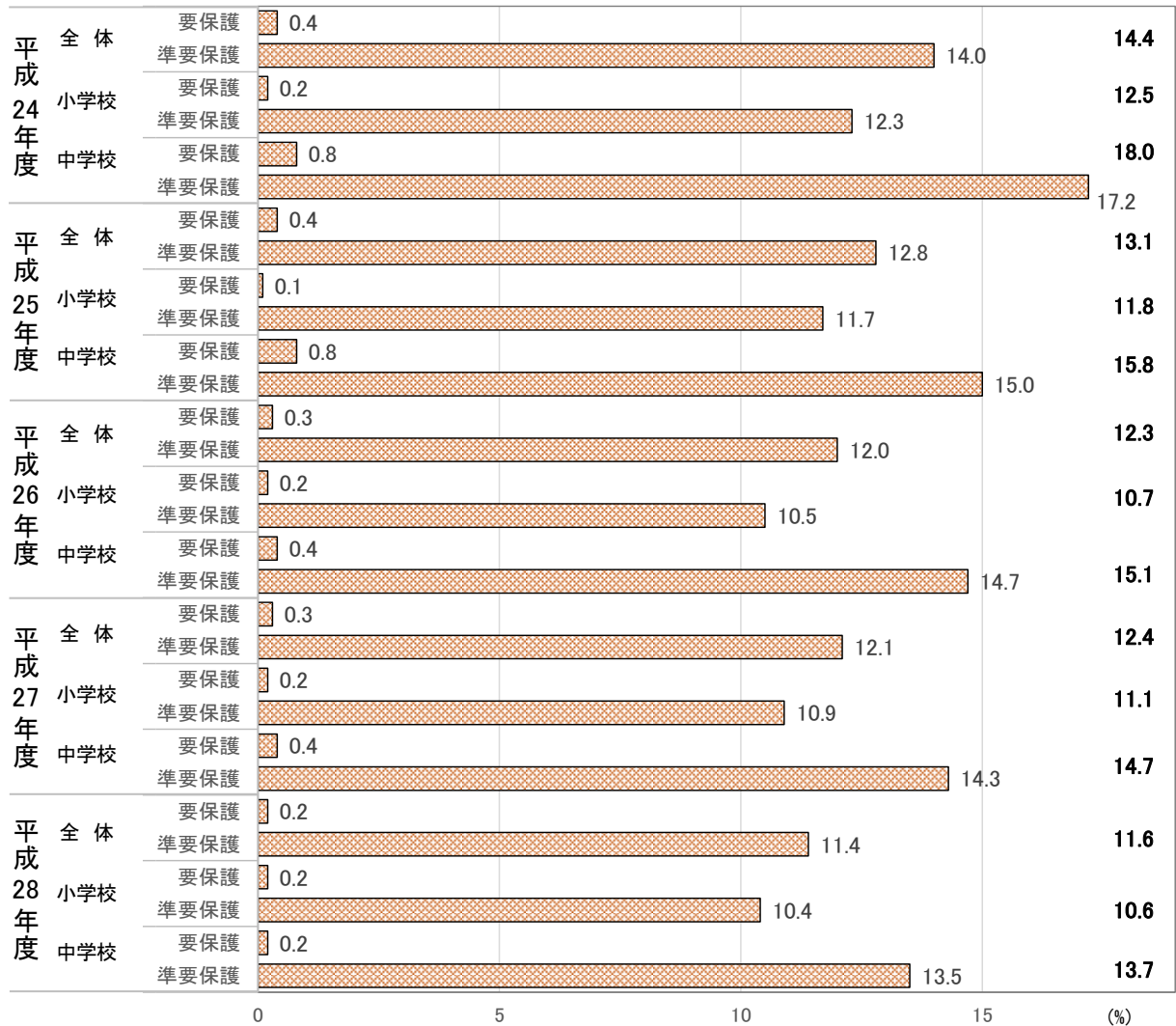


第1階層:生活保護  
第2階層:非課税  
第4階層:町民税所得割 48,600 円未満  
第6階層:町民税所得割 85,700 円未満  
第8階層:町民税所得割 157,700 円未満  
第10階層:町民税所得割 315,600 円未満

第3階層:町民税均等割のみ  
第5階層:町民税所得割 67,700 円未満  
第7階層:町民税所得割 109,600 円未満  
第9階層:町民税所得割 216,100 円未満  
第11階層:町民税所得割 315,600 円以上

(子育て支援課)

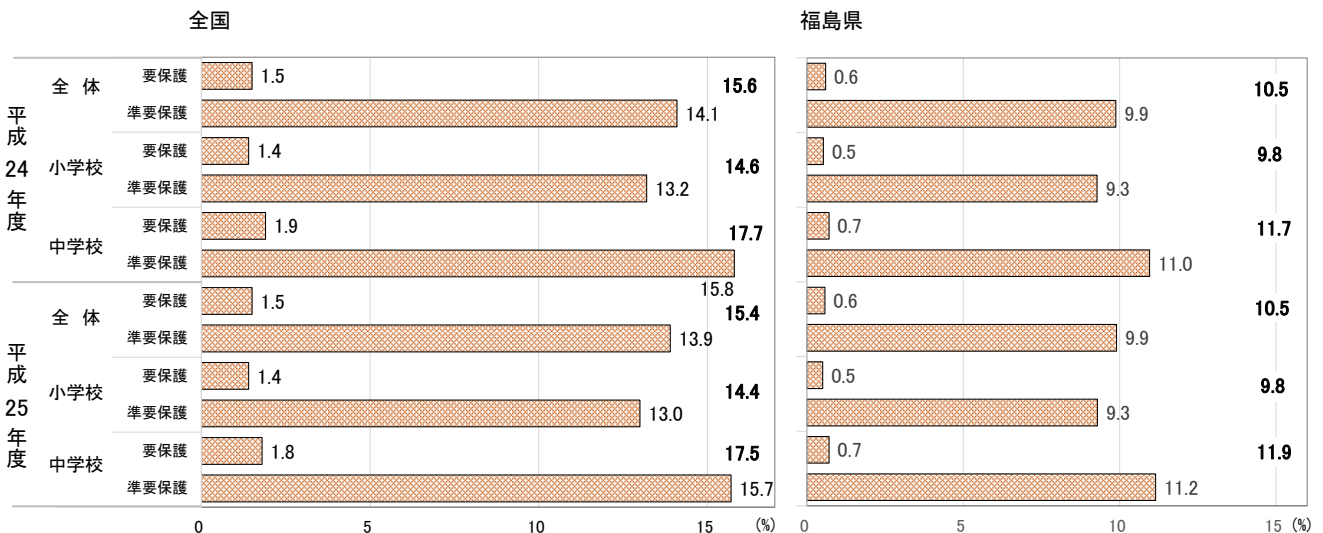
《就学援助制度の対象となる小中学生の要保護及び準要保護割合》



全体は小学校・中学校の対象者の合計を小中学生全体で割合を算出（子育て支援課）

※要保護・準要保護児童生徒：経済的理由により就学困難で保護を必要と認める児童生徒のことで、教科用図書費、学用品費等就学に要する費用の助成を行います。

《参考：全国・福島県の就学援助制度の対象となる小中学生の要保護及び準要保護割合》



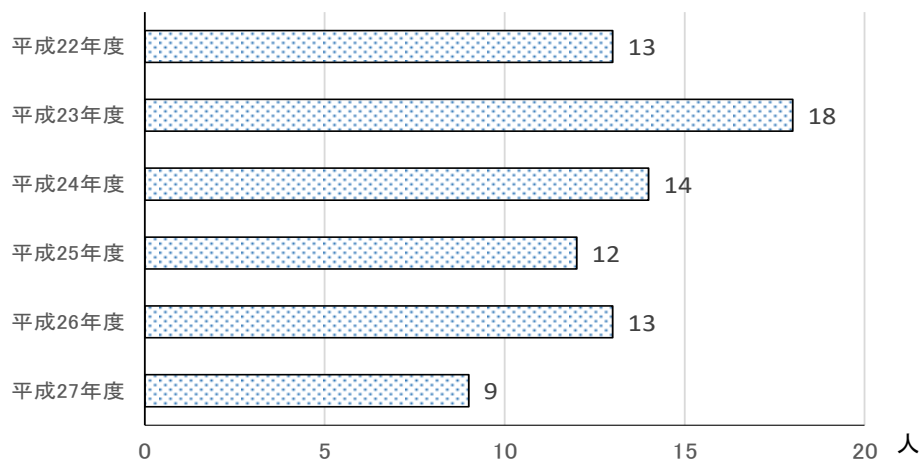
（文部科学省資料より作成）



《保護状況と生活保護世帯に属する 18 歳未満の人数》

(単位:世帯・人)

| 生活保護者<br>(実数) |     | 扶助別世帯(平成 26 年度末現在) |     |    |    |    |    |    |    |     |     |
|---------------|-----|--------------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 世帯            | 人員  | 生活                 |     | 住宅 |    | 教育 |    | 介護 |    | 医療  |     |
|               |     | 世帯                 | 人員  | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員 | 世帯  | 人員  |
| 136           | 162 | 110                | 136 | 82 | 99 | 4  | 5  | 19 | 19 | 129 | 152 |



(保健福祉課)

《要保護児童等の対応数(年度計)》

|        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 対応ケース数 | 41 件     | 35 件     | 29 件     | 16 件     |

(子育て支援課)

アンケートの保護者調査の設問により、世帯の可処分所得の水準について回答いただき、国の示す貧困線を下回る水準の所得に該当するか否かを世帯ごとに集計しました。そして、世帯人数の設問により分類し、貧困層（貧困線を下回る分類Ⅰ・Ⅱ（下表の灰色部分）に属する世帯）を集計すると 19.8%となっています。（ただし、該当設問の無回答は除く。）

子ども数では、対象世帯における高校生以下の子ども数合計は 814 人で、そのうち分類Ⅰ・Ⅱに該当する子ども数は 107 人であり、子ども全体の 13.1%に当たります。

《児童生徒のいる世帯の経済状況等(アンケートより)》

|                |          | 問12(2) 前年の世帯全体の所得総額[%] |             |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |             |            |
|----------------|----------|------------------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|
|                |          | 全 体                    | 120万<br>円未満 | 120～<br>175万<br>円未満 | 175～<br>200万<br>円未満 | 200～<br>245万<br>円未満 | 245～<br>275万<br>円未満 | 275～<br>300万<br>円未満 | 300～<br>325万<br>円未満 | 325～<br>400万<br>円未満 | 400～<br>550万<br>円未満 | 550～<br>700万<br>円未満 | 700万<br>円以上 | 無回答        |
|                |          |                        |             |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |             |            |
| 世帯<br>員人<br>数別 | 全 体      | 453<br>100.0           | 30<br>6.6   | 28<br>6.2           | 6<br>1.3            | 24<br>5.3           | 12<br>2.6           | 23<br>5.1           | 24<br>5.3           | 52<br>11.5          | 88<br>19.4          | 59<br>13.0          | 44<br>9.7   | 63<br>13.9 |
|                | 2人       | 13<br>100.0            | 5<br>38.5   | 2<br>15.4           | 1<br>7.7            | 1<br>7.7            | -                   | 1<br>7.7            | 1<br>7.7            | -                   | -                   | -                   | -           | 2<br>15.4  |
|                | 3人       | 50<br>100.0            | 6<br>12.0   | 5<br>10.0           | 2<br>4.0            | 5<br>10.0           | 1<br>2.0            | 6<br>12.0           | 1<br>2.0            | 5<br>10.0           | 3<br>6.0            | 2<br>4.0            | 6<br>12.0   | 8<br>16.0  |
|                | 4人       | 143<br>100.0           | 11<br>7.7   | 4<br>2.8            | 1<br>0.7            | 7<br>4.9            | 3<br>2.1            | 4<br>2.8            | 10<br>7.0           | 18<br>12.6          | 36<br>25.2          | 21<br>14.7          | 8<br>5.6    | 20<br>14.0 |
|                | 5人以上     | 228<br>100.0           | 7<br>3.1    | 16<br>7.0           | 2<br>0.9            | 10<br>4.4           | 7<br>3.1            | 12<br>5.3           | 12<br>5.3           | 29<br>12.7          | 47<br>20.6          | 33<br>14.5          | 29<br>12.7  | 24<br>10.5 |
|                | 無 回<br>答 | 19<br>100.0            | 1<br>5.3    | 1<br>5.3            | -                   | 1<br>5.3            | 1<br>5.3            | -                   | -                   | -                   | 2<br>10.5           | 3<br>15.8           | 1<br>5.3    | 9<br>47.4  |

※灰色部分が貧困線を下回る分布(分類Ⅰ・Ⅱに該当)

上段:件、下段:%

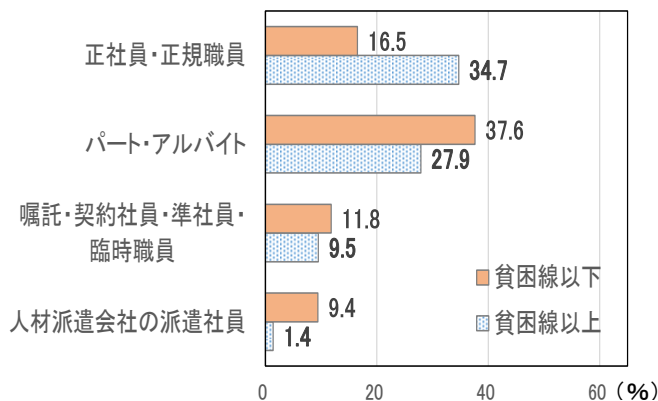


## 《アンケート結果から読み取れること(まとめ)》

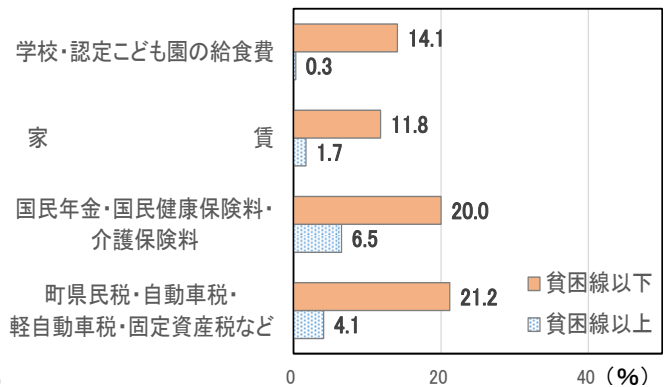
- ◇貧困層（貧困線を下回る分類に属する世帯）では、子どもが成長するための基盤となる、子どもが本来当たり前を受けられるはずの教育や経験、物質、つながりが欠如・不足する可能性が高まることが懸念されます。
- ◇子どもは家庭で生活習慣等を身につけていくため、親の生活習慣の影響を直接的に受けて成長していることが考えられます。そのため、子どもを取り巻く家庭環境や生活習慣に働きかけていくことで、子どもの貧困の連鎖の軽減が期待できます。
- ◇保護者に困ったときに相談相手がいることは、保護者にも子どもにも重要です。核家族が増え、相談できる親や知り合いが近くにいないことが多く、気軽に相談できる場所、相手がいる、つながりがあることで、子どもの健康や育ちに及ぼす生活困難の影響の軽減が期待できます。
- ◇子どもの運動や読書習慣、体験などの機会を確保することで、生活困難な状況においても困難を乗り越え、生きる力を身につけられることが期待できます。

貧困線で区分して回答状況をみると、貧困線以下の件数は全体的には少ないものの、母親の職業はパート・アルバイトが多く、1年間で支払いのできなかったものの回答も増えています。相談先がない、子どもの教育費のことが心配という回答も多くなっています。

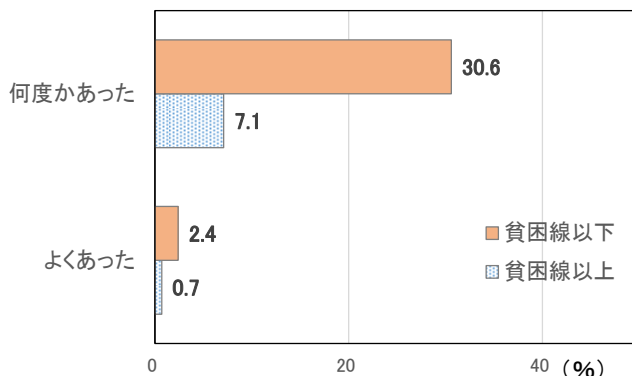
母親の職業



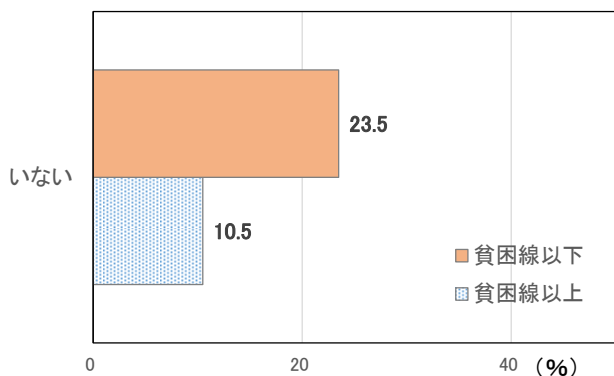
1年間で支払いができなかったこと



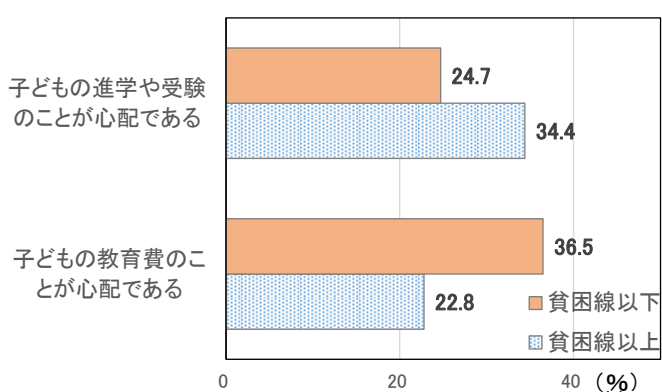
学用品が買えなかったこと



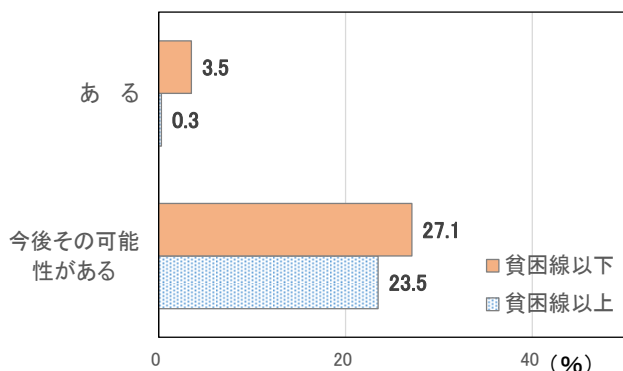
相談できる人



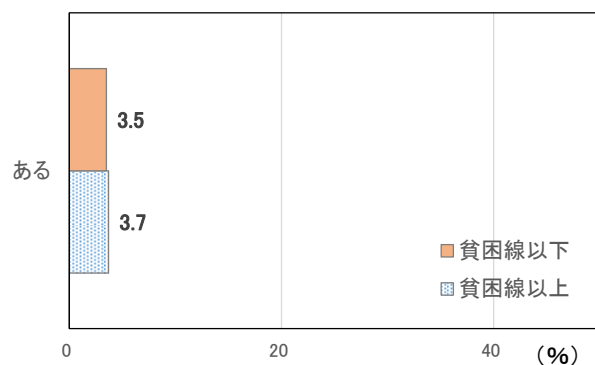
子どものことで現在悩んでいること



子どもに進学をあきらめさせたこと



医療機関の受診をさせなかったこと



保護者の最終学歴別で世帯の所得をみると、最終学歴が高い層で、年収が高い傾向がみられ、現在の暮らしの状況についてもゆとりがあるという回答が多く分布しています。

|           |       | 問12(2)前年の世帯全体の所得総額[%] |            |             |             |             |             |             |             |             |             |             |            |            |
|-----------|-------|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
|           |       | 全 体                   | 120万円未満    | 120～175万円未満 | 175～200万円未満 | 200～245万円未満 | 245～275万円未満 | 275～300万円未満 | 300～325万円未満 | 325～400万円未満 | 400～550万円未満 | 550～700万円未満 | 700万円以上    | 無回答        |
| 保護者の最終学歴別 | 全 体   | 453<br>100.0          | 30<br>6.6  | 28<br>6.2   | 6<br>1.3    | 24<br>5.3   | 12<br>2.6   | 23<br>5.1   | 24<br>5.3   | 52<br>11.5  | 88<br>19.4  | 59<br>13.0  | 44<br>9.7  | 63<br>13.9 |
|           | 低い層   | 153<br>100.0          | 4<br>2.6   | 10<br>6.5   | —           | 4<br>2.6    | 2<br>1.3    | 9<br>5.9    | 13<br>8.5   | 16<br>10.5  | 35<br>22.9  | 15<br>9.8   | 23<br>15.0 | 22<br>14.4 |
|           | やや低い層 | 106<br>100.0          | 1<br>0.9   | 2<br>1.9    | 2<br>1.9    | 4<br>3.8    | 4<br>3.8    | 9<br>8.5    | 5<br>4.7    | 15<br>14.2  | 27<br>25.5  | 16<br>15.1  | 5<br>4.7   | 16<br>15.1 |
|           | やや高い層 | 57<br>100.0           | 2<br>3.5   | 1<br>1.8    | 1<br>1.8    | 5<br>8.8    | 2<br>3.5    | —           | 1<br>1.8    | 11<br>19.3  | 14<br>24.6  | 10<br>17.5  | 4<br>7.0   | 6<br>10.5  |
|           | 高い層   | 48<br>100.0           | —          | 1<br>2.1    | —           | 2<br>4.2    | 3<br>6.3    | 1<br>2.1    | 1<br>2.1    | 3<br>6.3    | 9<br>18.8   | 14<br>29.2  | 12<br>25.0 | 2<br>4.2   |
|           | その他   | 82<br>100.0           | 23<br>28.0 | 14<br>17.1  | 3<br>3.7    | 9<br>11.0   | 1<br>1.2    | 4<br>4.9    | 4<br>4.9    | 7<br>8.5    | 3<br>3.7    | 4<br>4.9    | —          | 10<br>12.2 |
|           | 無 回 答 | 7<br>100.0            | —          | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —          | 7<br>100.0 |

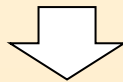
|           |       | 問12(3)現在の暮らしの状況[%] |          |            |             |            |            |
|-----------|-------|--------------------|----------|------------|-------------|------------|------------|
|           |       | 全 体                | ゆとりがある   | ややゆとりがある   | やや苦しい       | 大変苦しい      | 無回答        |
| 保護者の最終学歴別 | 全 体   | 453<br>100.0       | 8<br>1.8 | 98<br>21.6 | 195<br>43.0 | 72<br>15.9 | 80<br>17.7 |
|           | 低い層   | 153<br>100.0       | 5<br>3.3 | 33<br>21.6 | 65<br>42.5  | 25<br>16.3 | 25<br>16.3 |
|           | やや低い層 | 106<br>100.0       | —        | 25<br>23.6 | 41<br>38.7  | 18<br>17.0 | 22<br>20.8 |
|           | やや高い層 | 57<br>100.0        | —        | 18<br>31.6 | 27<br>47.4  | 7<br>12.3  | 5<br>8.8   |
|           | 高い層   | 48<br>100.0        | 3<br>6.3 | 15<br>31.3 | 17<br>35.4  | 2<br>4.2   | 11<br>22.9 |
|           | その他   | 82<br>100.0        | —        | 7<br>8.5   | 45<br>54.9  | 19<br>23.2 | 11<br>13.4 |
|           | 無 回 答 | 7<br>100.0         | —        | —          | —           | 1<br>14.3  | 6<br>85.7  |

上段:件、下段:%

### (3) 矢吹町における支援が必要な子どもに係る課題の整理

矢吹町では、

- ・生活保護率が県内市町村のなかで高い水準で推移しています。
- ・ひとり親家庭が比較的多い状況で推移しています。
- ・子どものいる世帯の子ども数は比較的多い状況で推移しています。
- ・ひとり親家庭では、不安定な経済状況・就労状況の場合がみられます。
- ・貧困問題を背景に、複数の課題を抱え支援や関わりが必要な子ども・家庭が潜在的に増加していることがうかがえます。
- ・児童生徒の生活状況等に関するアンケート調査では、貧困層（分類Ⅰ・Ⅱ）に属する世帯が全体の19.8%で、子ども数のうち13.1%にあたります。全国の平均貧困率（16.3%）より低いものの、課題を抱える状況は複雑化していると考えられます。



#### 子どもの貧困に係る課題

現状等をふまえ、矢吹町の貧困対策における課題を整理します。

- ◆複数の課題を抱え支援や関わりが必要な子ども・世帯の状況、支援や関わりが必要な状態に陥る原因を多面的に把握する視点が必要です。
- ◆子どもの貧困問題は、子どもが経済的に困窮している世帯に属している現在の側面と、貧困が世代を超えて連鎖するという将来の側面からみつめる必要があります。
- ◆貧困のリスクが高まる原因は様々であり、一つひとつのリスクを低減するため、継続的・横断的・効果的な取り組みを進めていくことが重要な課題であり、取り組みの方法等を検討する必要があります。
- ◆子どもの貧困問題について、状況や背景が見えにくいことから、町役場をはじめ地域、関係機関等における共通理解が不足しており、様々な課題を抱える子どもを総合的に支援する体制づくりが重要です。
- ◆学びの機会の確保、教育と保健福祉の連携、生活環境、保護者の安定的な就労機会、経済的な支援など総合的な支援体系の確立が課題です。



以上の点をふまえ、貧困を背景に様々な課題を抱え支援や関わりが必要な子どもが安心して育ち、将来の選択肢を広げられるように、そして、親が子どもと向き合えるように、世代を超えた地域の課題としてとらえ、理解を深めながら、学校や地域全体がどのように関わっていくかが重要です。

### 3. 基本視点と基本理念



#### (1) 子どもの貧困対策のとりえ方

子どもの貧困問題は、子どもが経済的に困窮している世帯に属しているという現状と、貧困が世代を超えて連鎖する今後への影響という側面があります。

子どもの貧困の根底には、親の収入が少ないこと、親の雇用状況が大きく影響しており、その背景には、様々な要因が考えられます。そして、親の経済状況の不安定さ、様々な課題を抱えている場合は、子どもの養育に十分な時間をかけられなかったり、子どもの学習を支援することが難しい状況が多くなります。

貧困の今後への影響は、子どもの成長過程において親の子どもへの関与が不足することで、子どもの基本的な生活習慣や学力を十分に身につけられずに、社会性の不足や低学歴により、チャレンジする機会も不足し、不安定な就労、低収入な状況となり、貧困状態を繰り返すことです。これが貧困の世代間連鎖といわれ、社会的な問題となっています。

子どもが貧困状態に陥る原因は様々であり、様々な原因が関連しあっていると考えられます。また、様々な原因は経済的な問題にとどまらない面があり、潜在的で気がつかないが実は身近な課題であることをふまえ、貧困のリスク、貧困に陥る原因と考えられるものを一つひとつ軽減、取り除くための取り組みと、貧困の連鎖を断ち切るために継続的、横断的な取り組みを進めていきます。

#### ◆子どもの貧困は、相対的貧困が問題といわれています。

貧困というと、家がない、食べ物がないという生存条件を欠くような貧困（＝絶対的貧困）をイメージしがちですが、相対的貧困（＝世帯の所得が、その国の全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態のこと）は、その時代の社会で、一般の人が「当たり前」「普通」と思っているような生活を送れず、様々な面で生きづらい状況をいいます。

#### ◆貧困の問題や実態がつかみにくい、「見えにくさ」があります。

だからこそ、「貧困を見る、可視化することは、同時に目に見えないその人の境遇や条件を見る、見る努力をする」ことが重要です。

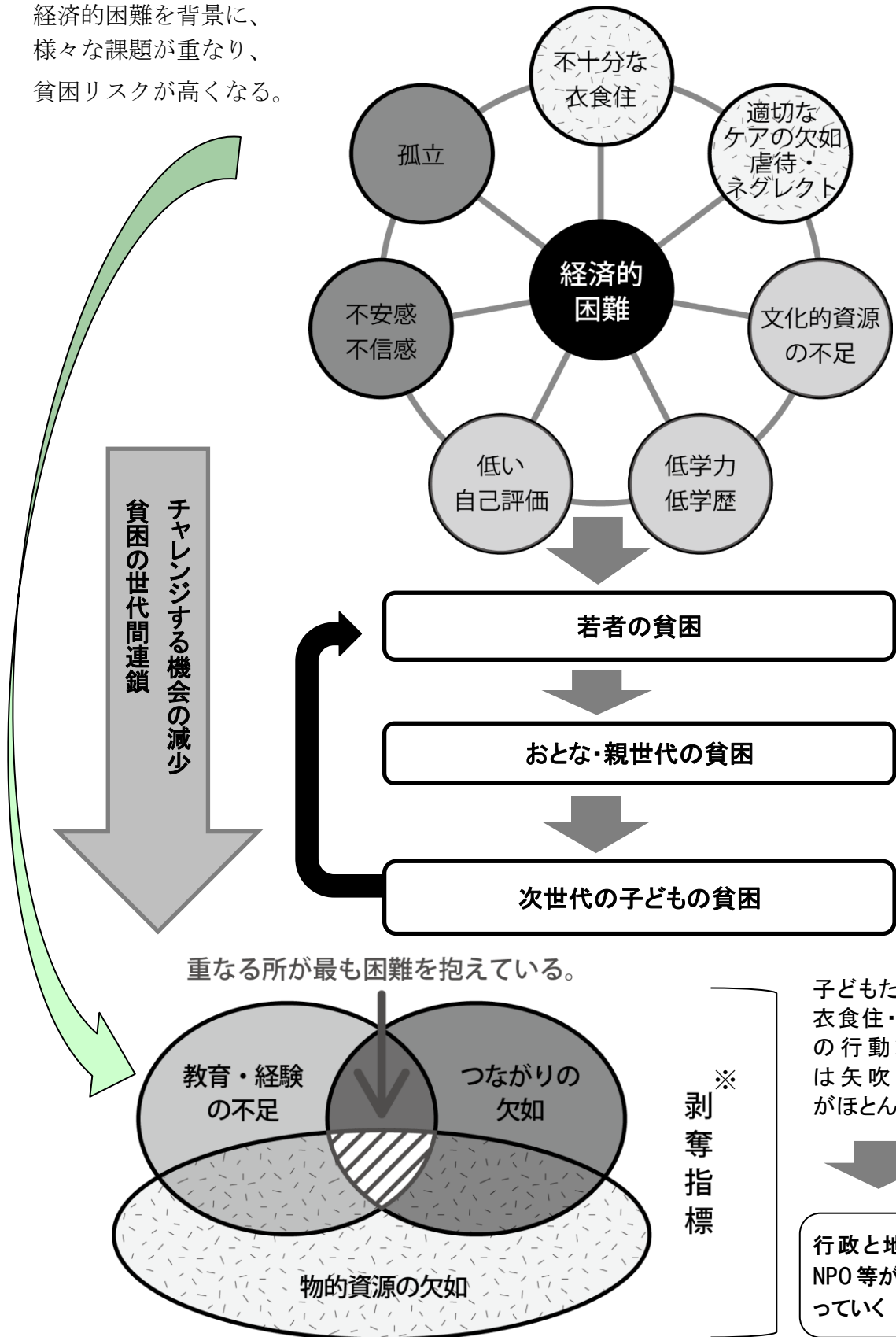
#### ◆子どもの貧困の問題には、「貧困」そのものが直接問題になる場合と、「貧困」が背景となって、別の問題をより難しくする場合があります。

だからこそ、子どもの貧困対策は所得保障や生活物資の供給だけでは不十分であり、子どもが子どもとしていられる場所（居場所）の確保も重要となります。

一方で、貧困に伴い家庭や学校での問題を抱える子どもへの支援は、どこから関わるかが重要です。生活から切りとった個々の問題に対応するのではなく、子どもの「食べる」「寝る」「遊ぶ」「笑う」など、当り前の毎日の生活から子どもに直接届く支援を行います。

《子どもの貧困の構造イメージ》

経済的困難を背景に、  
様々な課題が重なり、  
貧困リスクが高くなる。



(小西祐馬「子どもの貧困を定義する」子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』(平成 21 年)を参考に村井琢哉氏作成(平成 26 年)、大阪府立大山野教授資料等を加工して作成)  
※剥奪指標:一定水準の生活に必要と判断される、衣食住や教育・職業・健康・社会活動・制度などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの。

## (2) 基本理念

- ◆子どもの貧困問題を経済面だけでとらえるのではなく、子ども期という成長過程に焦点化し、子どもの健康、孤立など子どもの育つ環境全般にわたる複合的な課題ととらえます。そして、課題の解決、貧困リスクの低減に取り組みます。
- ◆子どもは、矢吹町の未来を担う宝であるという理念にたち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる地域の実現を目指します。
- ◆子どもの健やかな成長のため、子どもと子育て家庭に様々な主体が関わり、連携しながら支援できるよう、支援ネットワーク及びコーディネート機能の構築を目指します。

## (3) 基本視点

- ◆貧困の問題は潜在的であり、その状況と影響の見えにくさを十分理解し、貧困問題を含め様々な課題と生活のしづらさを抱える子ども・家庭を包括的に支援する視点を基本とします。
- ◆子どもの成長過程に即し、切れ目ない総合的な支援を図ります。
- ◆未来の矢吹町を担う人づくりを目指して、町役場全課での連携、教育・保育施設、学校、地域団体、関係機関等と連携・協働して地域全体で取り組みます。

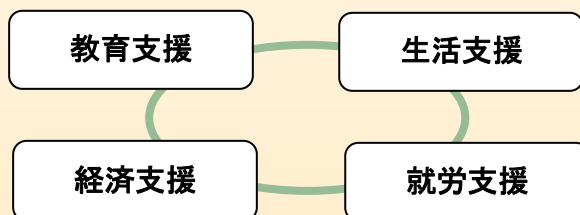




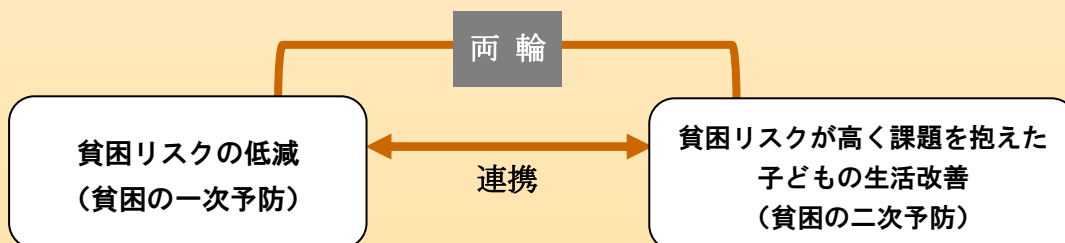
## 4. 基本方向と重点方針

### (1) 基本方向

◆国は、取り組みの方向として教育支援、生活支援、経済支援、保護者の就労支援の4つの方向を示しています。



◆4つの方向は相互に関連しあっていることをふまえ、本計画の基本方向を示します。子どもの貧困対策は、貧困対策全般を基本に、所得水準、仕事、健康、住まいなどの全体的な貧困リスクの低減を図ることと、貧困リスクが高く重複した課題と生活のしづらさを抱える子ども・家庭の生活改善を図ることを目標とし、相互に連携させながら貧困対策の両輪として矢吹町の未来を担う子どもの育ちを応援していきます。

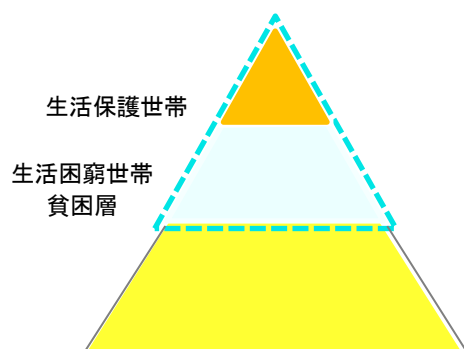




## 推進方策

- ◆ 貧困のリスクが高い子どもと世帯の状況を、統計やアンケートから整理するとともに、支援者ヒアリングなど現状から把握します。そして、地域の資源の把握と掘り起こしを行いながら、ネットワークを活かして必要な支援策を講じていきます。

### 《子ども・世帯の把握イメージ》



- ◆ 既存の子ども・子育て支援及び次世代育成支援に係る事業・取り組みを充実するとともに、地域や多様な主体の参画を促進し、子どもの成長段階に応じた0歳から切れ目ない総合的な支援体系の整備を目指します。そのために、地域への啓発をはじめ、地域と連携・協働して取り組んでいきます。

### 《成長段階に応じた支援策のイメージ》



## (2)重点方針

- ◆これまで取り組んできた制度や各種施策について、貧困対策及び支援等が必要な子どもと家庭への支援という視点での見直しを行い、引き続き実施します。
- ◆ひとり親家庭等の自立支援の充実、子どもたちの居場所づくりの充実、家庭の養育力を高め、子どもと向き合う子育て・教育を推進することで、子どもの生き抜く力（学力・体力・社会で生きる力）を育てていきます。
- ◆矢吹町要保護児童対策協議会及び青少年児童サポート事業による連携体制が確保されており、これまでの連携体制を基盤に、子どもと子育て家庭の包括的支援に向け、役割分担やネットワークのあり方、コーディネート機能などを検討し、連携推進体制の構築を目指します。
- ◆コミュニティや地域ネットワークのなかで子どもが生き抜く力を育み、成長していくことを目指し、学校教育・家庭教育・生涯学習が連携した取り組みにより、子どもと子育て家庭を支援していきます。

### 《子どもと子育て家庭を地域全体で支える取り組みのアプローチ》



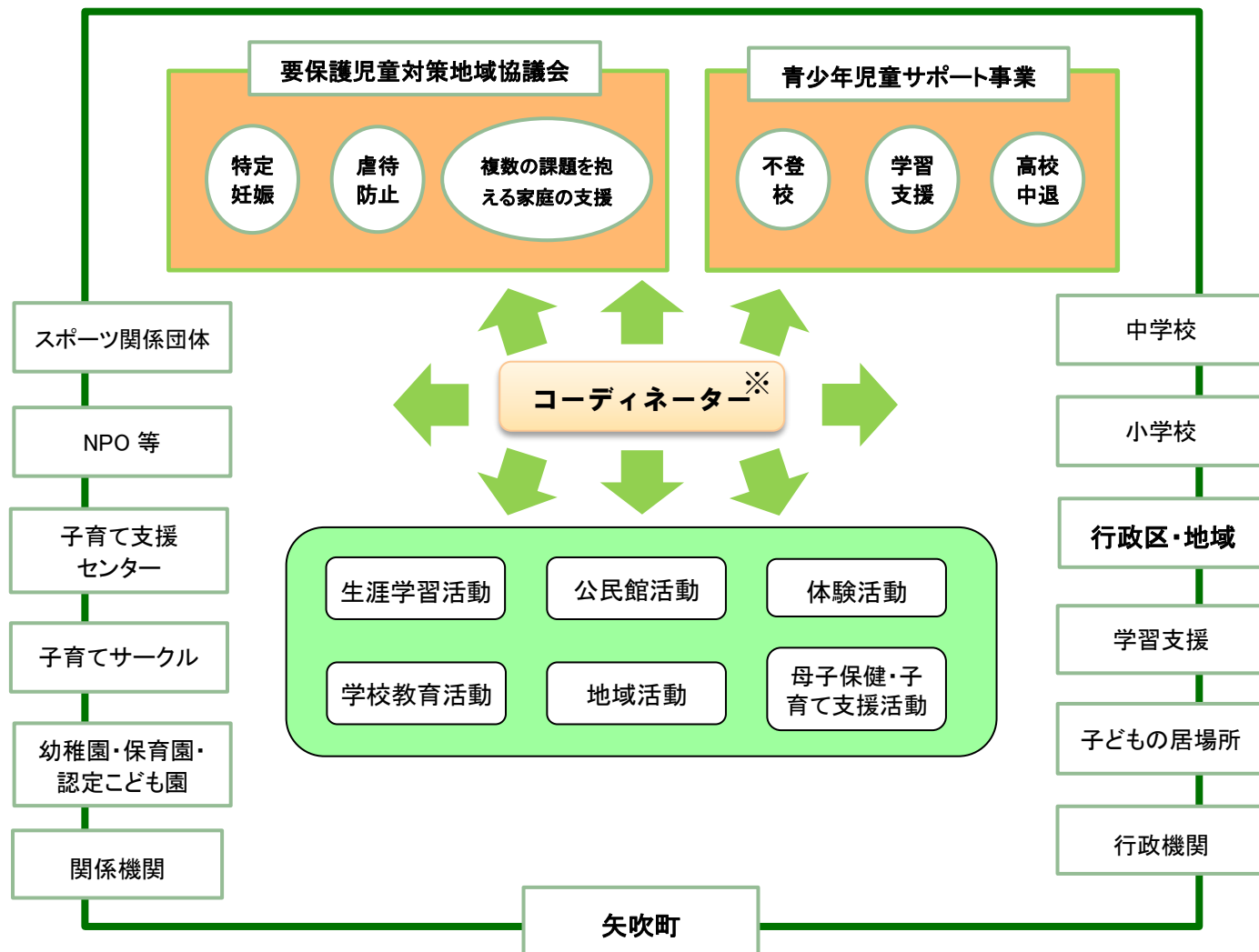
学校教育:すべての人が人間形成の基礎として必要なものを共通に修得させるとともに、個人の特性の分化に応じて豊かな個性と社会性の発達を助長する最も組織的・計画的な教育の制度のことをいいます。

家庭教育:親・保護者が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていくうえでの技術を身につける援助をすることをいいます。

生涯学習:人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習のことをいいます。

子どもの貧困対策を含め、支援が必要な子ども・家庭を支援する施策をさらに推進します。そのため、既存の連携体制を活用した支援体制を確立し、対応力を高めて適切な支援を図っていきます。

《連携・支援体制を拡充した推進体制のイメージ》



※コーディネーター:子どもの貧困対策におけるコーディネーターとは、子どもの発達面、教育と福祉面、関係機関との連携面においてつなぐ役割を担い、地域ネットワーク形成を支援するための人材をいいます。

## 5. 具体的施策



### 施策軸 1 学び育つ環境づくり

子どもたちの日中の居場所である学校を基盤に、安心して学び、学力・体力を養える教育環境の向上を図ります。

子どもたちに身近な地域での多様な居場所づくり、学びや遊びなど体験機会の確保などを含め、家庭環境や経済状況に左右されず学び育つことのできる環境づくりを進めます。

### 施策軸 2 健康と暮らしの支援

妊娠期から切れ目ない支援を行うとともに、子どもが育つ場である家庭の養育力を高める支援を推進します。

安心して子どもが学び成長できる家庭環境を確保するため、家庭教育、生活環境の改善、必要な生活支援、経済的支援に向けた取り組みを進めます。

### 施策軸 3 支援ネットワーク体制の構築

実態把握と相談機能の連携強化を図るため、関係者相互のネットワークづくりと支援体制の確立とともに、支援のコーディネート機能の確保を目指します。

町役場内の関係課との連携強化と地域や NPO 等など多様な主体との協働または多様な主体の活動支援により、各種施策・事業の推進を図ります。

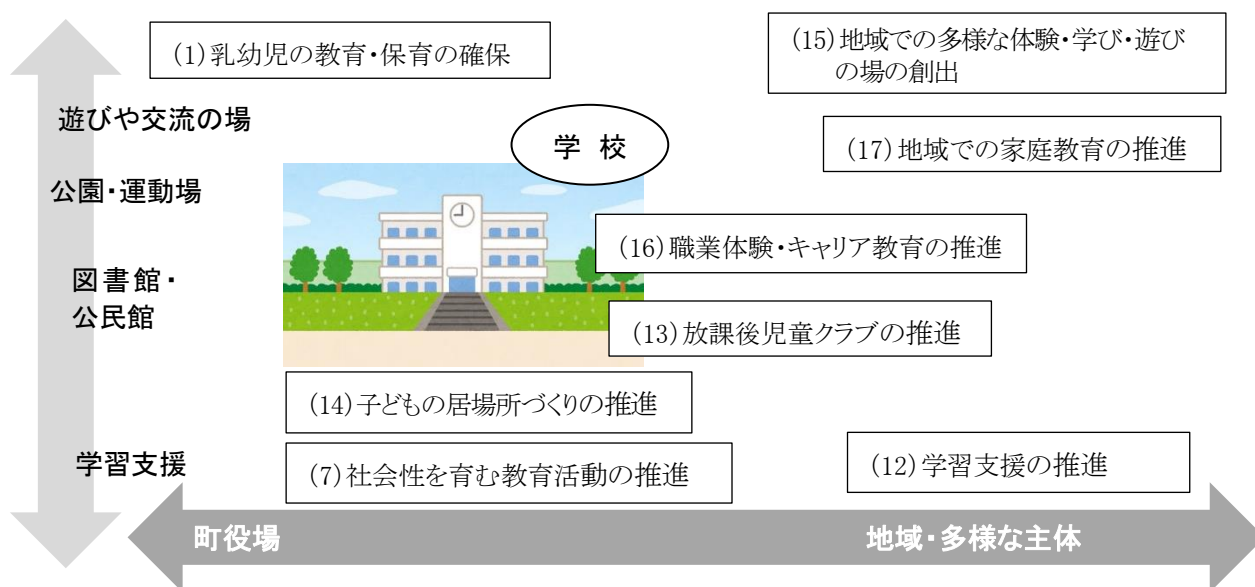
貧困の連鎖を断ち切り、世帯の所得や家庭環境に関わらず生き抜く力を子どもが獲得できるようにすることが最も重要なことです。また、生き抜く力を身につけるためには、暮らしの基盤として、最低限の経済的基盤と健康な生活が必要です。そして、現状やニーズ把握と必要な支援を的確に行うため、子どもの貧困問題についての認識を深めて取り組んでいくことが重要です。

## 施策軸 1 学び育つ環境づくり



家庭環境や経済状況に左右されず、子どもたちが個性と可能性を伸ばして成長できるように、学習環境の支援に努め、子どもたちの学ぶ意識の向上を図ります。

そのため、学びの環境整備と子どもたちの居場所づくりなどに取り組み、居場所を活用した情報や体験機会の提供を図ります。



### 【主要施策】

- 学力向上・学習支援
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 子どもの居場所づくり(児童生徒の居場所を兼ねた学習の場づくりや放課後児童クラブの充実、学習支援、子ども食堂など)
- 地域のなかで多様な体験や学びの場の拡充(職場体験、地域の協力による体験活動、生涯学習など)
- 若者の育成支援(青少年児童サポート事業 高校中途退学予防など)

### (1) 乳幼児の教育・保育の確保

就学前の子どもが家庭以外で過ごす主な場所として、子どもたちの学び育つ場、人間の基礎を学ぶ場として教育・保育の役割を改めて認識し、子ども・子育て支援制度に基づく、教育・保育サービスの充実を図ります。保育料については、生活保護世帯や町民税非課税世帯等の低所得者への負担軽減を図ります。

就学前児童の教育・保育サービスを推進するとともに、5歳到達時にはすべての児童が幼稚園・保育園・認定こども園のいずれかへの通園率 100%を目指し、4歳児全員の通園状況の把握を行い、経済的な理由で就学前教育・保育が受けられないことがないように、就園に向けた必要な支援を行います。

《取り組み・施策》

|                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-(1)- ① 民間保育園等保育士処遇改善補助事業 (教) (新)                                                                          |
| 保育士の人材確保を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む保育士等処遇改善臨時特例事業を実施する民間保育園に対して、補助金を交付します。                                    |
| 1-(1)- ② 保育士就職支援事業 (教) (新)                                                                                  |
| 新卒者を対象に、町内の認可保育園等へ就職をする保育士に対して就職準備金の貸付をします。                                                                 |
| 1-(1)- ③ あさひ保育園の園舎増築・地域型保育事業の導入 (教) (生) (親) (新)                                                             |
| 保育園の入所待機を解消するため、地域型保育事業により受け入れ体制を確保します。                                                                     |
| 1-(1)- ④ 障がい児保育事業(幼稚園・保育園への障がい児の受け入れ) (教)                                                                   |
| 園生活において、障がい等を理由に支援が必要な児童について、保育士の加配をすることで、保育園での預かりを充実します。                                                   |
| 1-(1)- ⑤ 幼稚園の預かり保育事業 (教) (生) (親)                                                                            |
| 通常の教育時間を超えて、預かり保育を実施しています。                                                                                  |
| 1-(1)- ⑥ 保育園での延長保育事業 (教) (生) (親)                                                                            |
| 在園児の保護者の勤務・通勤時間の都合で、保育時間内(標準 11 時間、短時間 8 時間)までにお迎えに来ることのできない家庭を対象に実施しています。                                  |
| 1-(1)- ⑦ 利用者支援事業 (生) (新)                                                                                    |
| 子ども及びその保護者、妊娠中の方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供、必要に応じ相談・助言等を行います。                           |
| 1-(1)- ⑧ 給食施設整備事業【(仮称)給食センターの活用】 (生)                                                                        |
| 幼稚園・小学校の給食、(仮称)給食センターの設置に向け検討を行い、町立幼稚園での給食を実施します。                                                           |
| 1-(1)- ⑨ 私立幼稚園(新制度移行)園児に対する保育料軽減事業 (経) (新)                                                                  |
| 私立幼稚園(新制度移行)を利用する園児の保育料(5 段階)を公立幼稚園の保育料(3 段階)と同額となる措置をすることで、保育料における公私による負担感の不公平を是正する町独自の事業を実施します。           |
| 1-(1)- ⑩ 幼稚園・保育園保育料無料化事業 (経) (新)                                                                            |
| 子育ての経済的負担を軽減し子どもを産みやすい環境を創出するため、第一子目から子どもを保育園・幼稚園に就園させる場合の保育料を無料化する事業を段階的に実施します。                            |
| 1-(1)- ⑪ 多子世帯の幼稚園・保育園保育料負担軽減事業 (経)                                                                          |
| 年収約 360 万円未満の世帯について、国の制度により世帯第二子の保育料が半額、世帯第三子以降の保育料が無償となっています。同一世帯に 2 人以上児童のいる世帯の負担を軽減しています。                |
| 1-(1)- ⑫ ひとり親世帯等の保育料負担軽減事業 (経)                                                                              |
| ひとり親世帯に対して、国の制度により児童の保育料を軽減しています。                                                                           |
| 1-(1)- ⑬ 第三子以降幼稚園・保育園保育料無料化事業 (経)                                                                           |
| 子育ての経済的負担を軽減し子どもを産みやすい環境を創出するため、第三子以降の子どもを保育園・幼稚園に就園させる場合、保育料を無料化する事業を実施しています。                              |
| 1-(1)- ⑭ 私立幼稚園就園奨励費事業 (経)                                                                                   |
| 私立幼稚園(新制度へ移行していない幼稚園)在園児の保育料を保護者の所得状況に応じて減免し、その経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、幼稚園就園奨励費の補助を行っています。 |

新規事業 = (新)

主な施策分野区分: 教育支援 = (教) 生活支援 = (生) 経済支援 = (経) 親への支援・就労支援 = (親)  
(以下同様)



## (2) 就学前教育・保育と小学校との連携

保育園・幼稚園・認定こども園から小学校に円滑に接続できるように、合同給食などのカリキュラムを継続して取り入れ、子どもの成長を支えています。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(2)-① やぶきっ子の健康を考える連絡会 ㊦

子どもの生活習慣病予防を図るため、家庭教育・学校保健・地域保健等の連携を充実させ、小児医療から生涯にわたる健康づくりを推進しています。

#### 1-(2)-② 小学校との連携 ㊦

小学校の授業参観、給食体験、音楽祭等に次年度就学児が交流しています。

## (3) 基礎学力の定着と学力向上の推進

学力向上対策事業により、授業内容の充実、きめ細かな指導などに努め、基礎学力の向上を図ります。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(3)-① 学力向上対策事業 ㊦

学校図書館司書の配置・学力向上推進支援会議(幼小中連携と、光南高校との中高連携による取り組みにより、町立小中学生全体の基礎学力を向上)・つなぐ教育に力をいれて、家庭での学習習慣、望ましい生活習慣(ノーメディアデー)の確立・学校訪問等(全幼保小中)・学力向上授業交流会などを実施しています。

#### 1-(3)-② 小学6年生夏季講習会 ㊦

町内の幼稚園、小学校、中学校で矢吹町基礎学力向上推進支援会議を組織し、児童生徒の基礎学力向上についての具体的な方策(授業研究会・校種間のスムーズな連携・教育講演会・学力実態調査等)について協議し実践しています。児童生徒の指導については、今後、より一層個に応じた指導の充実が必要となり指導方法の研究や学校種間の連携が必要となっています。

#### 1-(3)-③ 中学生全員を対象に、検定試験(英語・数学・漢字)受験料の全額補助 ㊦

中学生に各種検定試験の受験料を全額補助しています。

## (4) 子ども読書活動の推進

学力向上対策事業により、読書習慣の基礎を築き、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を育てながら、基礎学力の向上を図ります。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(4)-① 矢吹こども読書100選パンフレット配布 ㊦

児童生徒の読書活動を支援するため、「子どもたちが読書に親しむ町やぶき」を目指して、幼児向け、小学校低学年・中学年・高学年向け、中学生向けの親が子どもに読ませたい本、友達に薦めたい本を選考し、子どもたちが主体的に読書活動に取り組めるよう、書籍を紹介したパンフレットを作成しています。



**1-(4)-② ブック・スタート ⑧**

絵本を通じて赤ちゃんもおかあさんも一緒に楽しみながら、親子の絆や心の触れあいを深めることができることを伝えるため、4 か月児健診に参加したすべての赤ちゃんとお母さんを対象に、赤ちゃん本のリストを作成して配布し、読み聞かせも行っています。

**1-(4)-③ 定例おはなし会 ⑧**

週休日及び放課後の対応事業として、絵本の読み聞かせやおはなしを通して本を紹介し、子どもたちが本の面白さや魅力を知り豊かな心を育むことができるよう、各々、毎月 1 回、第 1 土曜日の午前中に、幼児から小学校低学年を対象にしたおはなし会を開催しています。年に数回は、おはなしボランティアの皆さんにも協力していただいています。

**1-(4)-④ 移動図書館車の巡回貸出 ⑧**

図書館から遠いために来館しにくい利用者へのサービスとして、遠隔地区小学校や幼稚園・保育園を中心に巡回貸出を行い、読書推進を図っています。

**(5) 学校をプラットフォームとして連携して支援する学び育つ環境づくりの推進**

学校は子どもにとって1日の多くを過ごす場所であることから、子どもの状況をみつめ、つまずきや困難に気づき、適切な支援ができるように、あわせて、学校をプラットフォームとして相談支援や関係機関との連携による支援体制につなげるよう、学び育つ環境の充実を図ります。

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進し、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりを目指し、地域住民等が学校運営に参加するコミュニティ・スクールの導入を促進し、学校を核として地域コミュニティの活性化等を図ります。

**《取り組み・施策》**

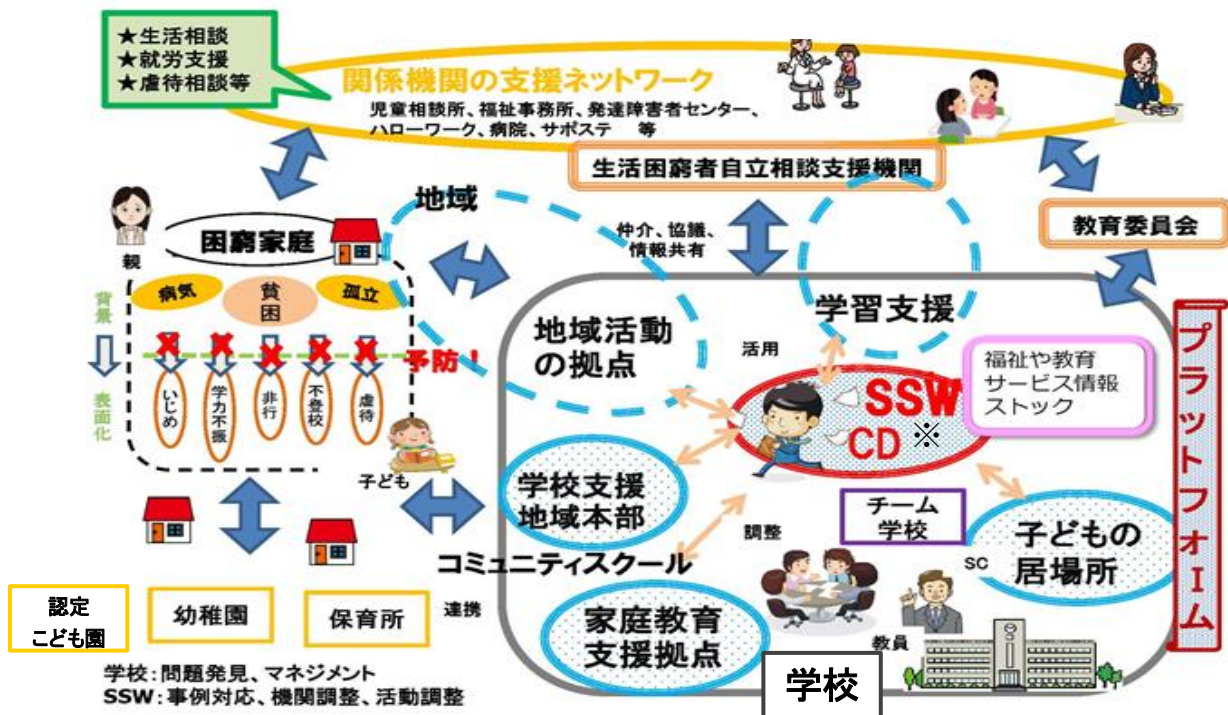
**1-(5)-① 学校をプラットフォームとした連携体制における学び育つ環境づくり ⑧ ⑨ ⑩**

子どもや家庭が抱える課題への対応を図るため、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と町役場、関係機関が子どもの置かれた環境に働きかけ、課題解決のための体制整備を確立します。

**1-(5)-② コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入等の検討 ⑧ ⑩**

保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を出し合う仕組みづくりを検討します。

## 《学校のプラットフォーム化の概要》



(大阪府立大学山野教授の資料より)

- ※SSW: スクールソーシャルワーカー。児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。
- ※CD: コミュニティデザイナー。地域にある課題を地域の人たち自身が発見し、自分たちで解決していけるようにサポートする職種。

## 《コミュニティ・スクールの概要》



(文部科学省資料より)

## (6) 就学前教育・保育や学校での食育の推進

保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校での食育を推進します。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(6)-① 歯科食育出前講座(むし歯予防出前講座) (教)

幼稚園、保育園、小学校、中学校で歯科衛生士による虫歯予防のためにブラッシング指導、シユガーコントロール指導等の講座を開催します。

#### 1-(6)-② 学校給食を活用した「食育」の推進 (教)

子どもたちが将来にわたって健康に生活していけるようにするために、学校給食を通じて子どもたちへ食に関する指導を充実し、地産地消の検討、望ましい食習慣の形成を促しています。

#### 1-(6)-③ 保育園・幼稚園における「食育」の推進 (教) (生)

子どもたちの五感を豊かに育み、食べる力を養うため、野菜栽培(苗植・草とり・収穫)、簡単調理(包丁・ピーラーを使う)、食に関係する昔からの行事(餅つきなど)を体験するなかで、食育の指導を行っています。

#### 1-(6)-④ 保護者の給食体験 (教)

園で子どもたちはどんな給食を食べているのかを知ってもらうため、希望保護者に園のフリー参観で子どもといっしょに給食を体験してもらっています。

## (7) 社会性を育む教育活動の推進

自己肯定感を持つことができ、親以外の大人との関係性を築いたり、仲間を思いやる気持ちを育めるように、集団生活上の社会性を育めるように、学級運営活動や行事のなかで取り組みます。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(7)-① 中学生ボランティア活動 (教)

中学生が矢吹町ボランティアセンターに登録し、福祉施設への訪問活動などのボランティア活動をしています。

#### 1-(7)-② 特色ある子ども教育推進事業 (教)

小中学校による、体力向上、読書推進、体験学習、部活動支援、地域交流事業などに活用する交付金を助成しています。

#### 1-(7)-③ 幼稚園・保育園教育講演会 (教)

幼稚園PTA、保育園保護者会の会員を対象に、子どもの養育全般に関して各界の講師による講演会を行っています。テーマ設定にあたっては、保護者のニーズやタイムリー性をふまえた有意義で魅力ある講演会を行っています。

#### 1-(7)-④ 幼稚園の保護者交流の推進 (教)

幼稚園の保護者同士が交流し、親睦を深めながら幼稚園教育への関心を高めていくために、園児たちとのふれあいの機会を設けたり、様々な保護者のサークル活動を支援しています。

#### 1-(7)-⑤ 幼稚園・保育園の地域への開放 (教)

体験入園は就園前の幼児を対象に園を開放し、幼稚園生活(園で遊ぶ、在園児の様子をみる、昼食体験)体験や同年齢の幼児とふれあいを通して友達への関心が深まるよう場の提供をしています。また、園の放課後、休日等は地域の遊び場として園庭を開放しています。

**1-(7)-⑥ 福祉施設の訪問(幼稚園・保育園) ⑧**

幼稚園児、年中・年長組の保育園児が特別養護老人ホームを訪問して歌やリズムなどを発表したり、ホームの入所者とふれあいながら過ごしています。喜んだり一緒に楽しんだりしてくれる高齢者との交流により園児たちも高齢者に対する思いやりの気持ちを育んでいます。

**1-(7)-⑦ 学校教育ボランティア ⑧**

学校教育ボランティアを広く町民から募集し、地域の人材や教育力を学校教育の場に生かし「開かれた学校」はもとより、学校・家庭・地域が一体となった学校支援体制を目指しています。

**1-(7)-⑧ 思春期セミナー ⑧**

命を扱う現場の専門家から発達段階を考慮した正しい知識を得ながら、命の大切さや親子の絆の再確認と性の問題をともに話し合い、望ましい人間関係を培うことを目的に実施しています。

**(8) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進**

子育てや教育に関する相談体制を充実します。

スクールソーシャルワーカーについては継続して配置し、必要な支援を行います。

**《取り組み・施策》**

**1-(8)-① スクールソーシャルワーカー派遣事業 ⑧ ⑨**

不登校生徒や震災により避難を余儀なくされた生徒が通う学校のほか、災害による心のケアを要する児童、保護者の相談役として、また行政機関、教員及びスクールカウンセラーとの連携を密にして、主に福祉面から課題解決に取り組んでいます。スクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局から各校へ派遣し、地域、家庭、学校及び関係機関の連絡・仲介・調整を行い、福祉的側面からの専門的援助技術を用いた支援の充実を図るとともに、カウンセラーとの連携により児童生徒の心のケアを適切かつ効果的に行うことで、町全体の児童生徒の総合的な課題解決を図っています。

**(9) 不登校対策の推進**

教育の保障の観点から、児童生徒の学ぶ場の確保、生活環境を整えるなどとあわせ、学習支援等を行います。

**《取り組み・施策》**

**1-(9)-① スクールカウンセラー活用事業 ⑧ ⑨**

外部の専門家の協力を得て学校における教育相談体制の充実を図っています。

**1-(9)-② スクールソーシャルワーカー派遣事業 ⑧ ⑨**

再掲(1-(8)-①)

**1-(9)-③ 児童生徒サポート連絡会議 ⑧ ⑨**

保健師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、幼稚園、保育園、小中学校が連携し0歳から義務教育修了まで、支援を要する子どもたちを継続的にサポートする体制づくりを行っています。

**1-(9)-④ 適応指導教室 ⑧ ⑨**

不登校状態にある児童生徒に対して、教育相談や学習指導、生活指導を実施し、生活のリズムを改善するとともに学校復帰のための支援を行っています。

## (10) 青少年児童サポート事業の推進

つまずきや高校になじめないなどの課題を抱える子どもの状況を把握し、継続して相談などに対応します。

※

高校中退者へのアウトリーチ事業を検討します。

### 《取り組み・施策》

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| 1-(10)-① 高校中退者へのアウトリーチ事業の検討 (教) (生) (新)                           |
| 高校中退者の状況を把握し、訪問支援により個別・継続的な支援につなげていきます。                           |
| 1-(10)-② 青少年児童サポート事業 (教) (生)                                      |
| ひきこもり、不登校等の課題を抱える児童生徒や青少年に対し、進学や就職へ向けての支援を関係機関の協力を得ながら進める活動を行います。 |

## (11) 学習環境整備の推進

小中学校要保護・準要保護児童就学援助事業を推進します。

奨学金の貸付を継続して実施し、制度の周知と利用を促進します。

### 《取り組み・施策》

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-(11)-① 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 (教) (生)                                                   |
| 経済的理由により就学困難で保護を必要と認める児童生徒に、教科用図書費、学用品費等就学に必要な費用の助成を行っています。また、支給対象の追加についても調査・検討を行います。 |
| 1-(11)-② 外国人指導助手招致事業 (教)                                                              |
| 2名のALT(外国人指導助手)を配置し、児童生徒の英語力向上に努めます。小学校の外国語活動・国際交流について、統一したカリキュラムを導入します。              |
| 1-(11)-③ 小学6年生全員による(英語)研修 (教)                                                         |
| 町内4小学校の小学6年生全員による英語研修(日帰り)を実施し、英語学習の素地を養うための研修を実施しています。                               |
| 1-(11)-④ 奨学金の貸付事業 (経)                                                                 |
| 優れた素質をもちながら、経済的理由により就学困難な学生に奨学資金を貸付し、有為な人材を育成するために、奨学事業を行っています。                       |

## (12) 学習支援の推進

困窮世帯、生活保護世帯の子どもの学習支援として、県社協で実施している学習支援員の派遣などの利用促進や、家庭状況を把握しながら、学習支援の場を確保するとともに、自宅で学習に取り組めるアウトリーチ型の学習支援の導入の検討など、学習環境を確保し、学力向上を図ります。また、居場所についても全国の事例を調査して検討します。

※アウトリーチ：専門職等によって潜在的な利用希望者に、手を差し伸べ、支援やサービス利用などを実現させるような取り組みのことです。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(12)- ① 学習支援事業の導入検討 (教) (新)

地域協議会やアウトリーチ支援チームなど家庭教育支援における体制の確立に取り組みます。居場所での学習支援を中心に、アウトリーチ型の学習支援の導入に向けて検討します。また、居場所についても全国の事例を調査し、検討します。

#### 1-(12)- ② 学習支援員派遣事業の活用促進 (教)

困窮世帯、生活保護世帯の児童生徒の学習支援として、県社協が学習支援員派遣事業を実施しており、関係機関と連携を図りながら利用を促進します。

### (13) 放課後児童クラブの推進

小学生の放課後過ごす場として、放課後児童クラブを各小学校区で実施しており、年々利用者が増加しています。今後も、利用ニーズに対応できるように推進します。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(13)- ① 放課後児童クラブ (教) (生)

放課後における児童の健全育成のため、保護者が仕事の関係で昼間家庭にいない小学校 1～6 年生の児童を対象に、小学校の空き教室等を利用し町内 4 小学校区において放課後児童クラブを開設し、遊びや生活の場を提供しています。

### (14) 子どもの居場所づくりの推進

異年齢の子どもや地域の大人との交流、学習の場、相談の場など子どもたちの居場所を地域のネットワークのなかに確保できるように、既存施設の利活用などによる導入を検討します。子どもたちが寄り合う場を確保し、そこから子どもたちに様々な相談、体験、進学に向けた支援も含めて、情報を発信するとともに、啓発していきます。

子ども食堂は、子どもたちの孤食を防ぎ、おいしい食事で幸せな時間を地域とのつながりのなかで取り組まれている民間活動であり、多様な主体による矢吹町内での子ども食堂の確保に取り組みます。

子どもの学習支援や居場所づくりを実施する団体等の育成を図るとともに、活動の支援を行います。

### 《取り組み・施策》

#### 1-(14)- ① 学習支援事業の導入検討 (教) (新)

再掲(1-(12)- ①)

#### 1-(14)- ② 地域の実情に応じたコミュニティ・スクールの推進 (教) (新)

学校と保護者や地域が協力して学校運営に意見を反映させることで、一緒に子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みづくりに取り組みます。

|                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-(14)- ③ 放課後子ども教室 (教) (生) (新)                                                                                                                                                   |
| 子どもたちの居場所として、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等を支援するもので、支援の実施に向け調査・検討します。                                                                                                   |
| 1-(14)- ④ 地域子育て支援センター (教) (生) (親)                                                                                                                                                |
| 地域子育て支援センターを設置し、親子の交流・子育て情報の提供・子育てサークルの支援や子育て中の親の子育ての悩み・不安の相談に応じています。                                                                                                            |
| 1-(14)- ⑤ 総合型地域スポーツクラブ (教)                                                                                                                                                       |
| 地域の子どもからお年寄りまでが、様々なスポーツを通じ、健康維持増進を図ることを目的に、総合型スポーツクラブを設立しています。町総合型地域スポーツクラブとして矢吹スポーツクラブが子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、いつまでも気軽にスポーツ活動や文化活動に親しめる事業を開催し、健康で活力ある地域づくりに寄与することができるクラブ運営を支援しています。 |
| 1-(14)- ⑥ 子ども食堂 (生) (新)                                                                                                                                                          |
| 経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに食事や居場所を提供する取り組みを多様な主体による導入に向けた調査・検討を行います。                                                                                                        |
| 1-(14)- ⑦ ファミリー・サポート・センター (生) (親)                                                                                                                                                |
| 「子育て援助をしてほしい方」と「子育ての援助をしたい方」が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が助けあい、地域での子育てを実施しています。                                                                                               |

## (15) 地域での多様な体験・学び・遊びの場の創出

学び、遊び、つながりの居場所として、また学校から社会につながるまでの継続した受け止めの場としての居場所づくりとして、相談・基礎的な学び直し、仲間、スポーツなど体験機会を地域コミュニティのなかで確保を図ります。また、社会教育、ボランティア、体験学習などの様々な学習・体験に子どもや若者の参画を促進して、地域で一緒に活動できるように働きかけます。

### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-(15)- ① 生涯学習情報提供事業 (教) (生)                                                                                                                        |
| ホームページに掲載中の「サークル情報ねっと」をはじめ、ホームページの充実を図るとともに、広報等を通じて生涯学習に関する総合的な情報を提供しています。                                                                          |
| 1-(15)- ② 町民講座開設事業(こども囲碁教室 こども書道(書初め)教室) (教) (生)                                                                                                    |
| いつでも、誰でも生涯にわたって学べるよう、町民講座の充実を図ります。子どもから大人まで、幅広い講座を実施し、生きがい・趣味等につなげられるよう事業を推進します。                                                                    |
| 1-(15)- ③ 中畑清旗争奪ソフトボール大会事業 (教) (生)                                                                                                                  |
| 県内各地のソフトボールスポーツ少年団を招き、練習の成果を競い、友情の輪を広げ、健康で明るい子どもたちの健全育成に寄与するとともに、元巨人軍選手中畑氏の出身地矢吹町を紹介することを目的として開催しています。申込チームは 150 を超え、抽選により 96 チームを3ブロックに分けて開催しています。 |
| 1-(15)- ④ 総合型地域スポーツクラブ (教) (生)                                                                                                                      |
| 再掲(1-(14)- ⑤)                                                                                                                                       |



|                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 - (15)- ⑤ 体育協会支援事業 (教) (生)</p> <p>スキー教室などのスポーツ教室や子どもと大人と一緒に参加できる「さわやか健康マラソン大会」などに取り組んでいます。</p>                                                                                                                 |
| <p>1 - (15)- ⑥ スポーツ少年団育成事業 (教) (生)</p> <p>子どもたちがスポーツを楽しみ、野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶための地域スポーツ団体で、矢吹町では、ソフトボール、バスケットボール、空手、サッカーなどの団体の活動を支援しています。</p>                                               |
| <p>1 - (15)- ⑦ 日本三大開拓地交流事業 (教) (生)</p> <p>青森県十和田市、宮崎県川南町との日本三大開拓地を縁とした子ども交流を3市町持ち回りで開催し、未来を担う子どもたちに開拓の精神文化を広めます。</p>                                                                                                |
| <p>1 - (15)- ⑧ 三鷹交流会事業 (教) (生)</p> <p>姉妹市である三鷹市との子ども交流会を実施しています。</p>                                                                                                                                                |
| <p>1 - (15)- ⑨ おやこあそびの教室 (教) (生)</p> <p>臨床心理士や保育士が相談に応じ、放射線の不安等、育児不安のある保護者が安心して子育てができるよう支援します。</p>                                                                                                                  |
| <p>1 - (15)- ⑩ 屋内外運動場(未来くるやぶき) (教) (生)</p> <p>幼児及び児童や保護者が、放射能の影響を気にせず安心して遊べる場を提供するため、屋内外運動場の管理運営を行い、子どもたちの運動量の確保と健全な発育発達を図っています。</p>                                                                                |
| <p>1 - (15)- ⑪ 演劇鑑賞教室(幼・保・小学低学年) (教) (生)</p> <p>幼稚園・保育園及び認定こども園の園児と町立小学校低学年児童を対象として芸術鑑賞教室を実施し、良質な鑑賞機会を提供していきます。</p>                                                                                                 |
| <p>1 - (15)- ⑫ キッズシアター (教) (生)</p> <p>各小学校 4～6 年生児童を対象として、県文化振興事業団が文化センター等と連携し、良質な演劇等の巡回公演を実施しています。この公演を町立小学校と文化センターが連携事業として小学校高学年の芸術鑑賞教室として実施していきます。</p>                                                           |
| <p>1 - (15)- ⑬ 公園施設の整備・安全確保 (教) (生)</p> <p>大池公園及び三十三観音公園を中心に地域の 5 か所の児童公園と 3 か所の農村公園の充実を図っていきます。また、既存の公共用地を活用し、ポケットパークの整備を推進します。公園施設については、常に巡回点検等を行い、適正な維持管理と施設の安全確保に努めます。また、施設の老朽化対策を策定し、定期的な更新を通して施設の充実を図ります。</p> |
| <p>1 - (15)- ⑭ 外国人指導助手招致事業 (教)</p> <p>再掲 (1 - (11)- ②)</p>                                                                                                                                                          |
| <p>1 - (15)- ⑮ 小学 6 年生全員による(英語)研修 (教)</p> <p>再掲 (1 - (11)- ③)</p>                                                                                                                                                   |

## (16) 職業体験・キャリア教育の推進

仕事を考える機会として、職業体験やキャリア教育を町内の事業所等の協力を得ながら推進します。

### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 - (16)- ① 中学生海外派遣事業 (教)                                                                                        |
| 町の将来を担う子どもたちが、早い時期から国際感覚を身につける体験をするため、中学 2 年生を対象に希望者を募り、オーストラリア海外派遣事業を実施しています。                                   |
| 1 - (16)- ② 子ども議会開催事業 (教)                                                                                        |
| 各小学校の 6 年生を対象に、議会活動の広報広聴をはじめ、総合的な学習時間として議場を利用した模擬議会を開催しています。各学校には代表議員の選出、一般質問の作成、報告書の作成、リハーサル等の参加など協力依頼し実施しています。 |
| 1 - (16)- ③ 未来を担う子ども育成事業(田んぼの学校、大池公園の大賀はす再生) (教)                                                                 |
| 東京農業大学と連携した田んぼの学校、都市建設課で実施する大池公園大賀はす再生の取り組みに併せた高学年対象の特別授業を実施しています。                                               |
| 1 - (16)- ④ 教育ボランティア活用事業 (教)                                                                                     |
| 小中学校、幼稚園において、授業や総合的な学習の時間における体験活動などに登録ボランティアを活用し、児童生徒教育の一助とします。                                                  |
| 1 - (16)- ⑤ 職業体験学習の受け入れ (教)                                                                                      |
| 職業や仕事、社会への理解と関心を高めるために、図書館、幼稚園、保育園などにおいて、業務体験を希望する町内中高生の職場体験学習を受け入れています。                                         |

## (17) 地域での家庭教育の推進

生涯学習や公民館活動等のなかで、子育て家庭とともに学ぶ機会・きっかけづくりに取り組みます。

### 《取り組み・施策》

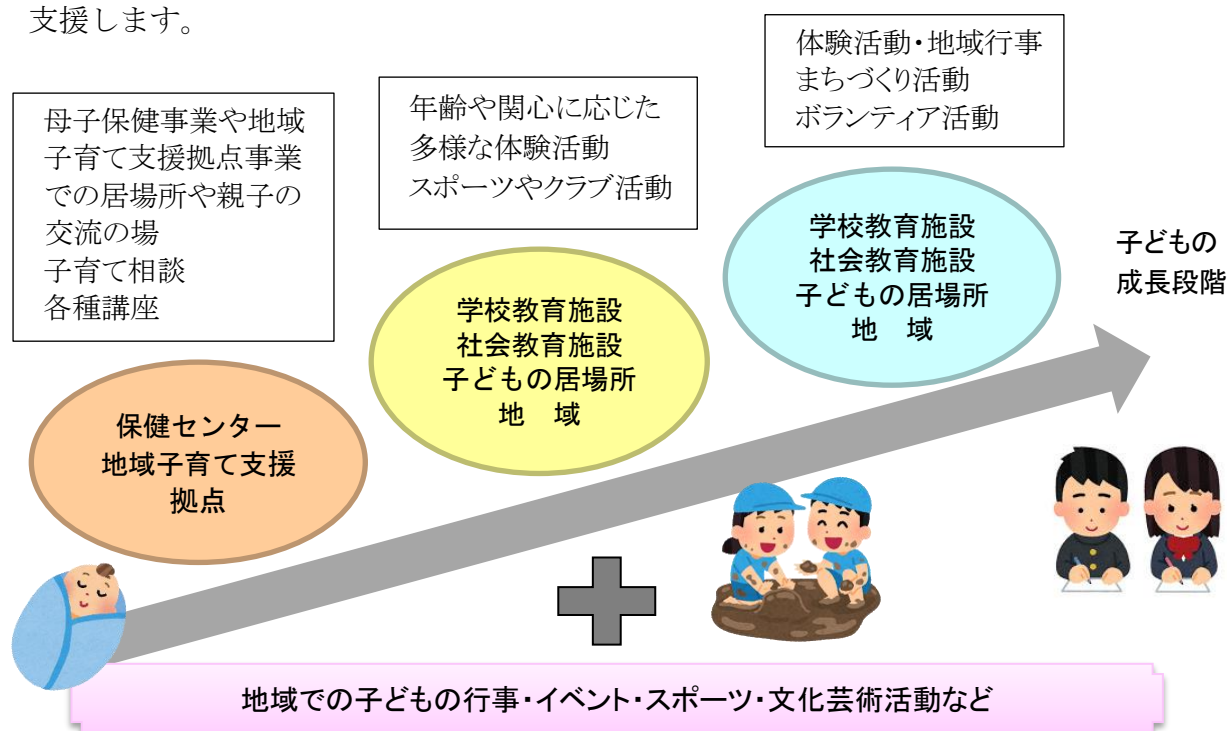
|                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 - (17)- ① 母子(ははこ)スポーツ大会 (教) (生)                                                                                                  |
| 子ども会会員相互の交流・親睦を深めながら、子どもたちの健全育成と母子の親和の輪を広め、豊かな人間形成を図るとともに、社会体育の振興に寄与し、併せて地区子ども会の活性化につなげます。                                         |
| 1 - (17)- ② 子ども会育成会支援事業(母子交流事業、交通事故防止絵画ポスターコンクール事業等の支援) (教) (生)                                                                    |
| 子ども会育成会連絡協議会が主催する母子(ははこ)スポーツ大会、交通事故防止絵画ポスターコンクール事業等に対し支援を行っています。子ども会育成会連絡協議会と連携し、事業を運営しています。                                       |
| 1 - (17)- ③ 青少年地域活動事業(矢吹ジュニア元気クラブ・シニアリーダー) (教) (生)                                                                                 |
| 団体活動のなかでキャンプ・バス研修や自然体験・スポーツ・料理・企業見学・工作教室・伝承遊びを通して創造性・協調性を養い、地域社会文化等の理解を深め、地域のリーダーとしての行動力と責任感を育成しています。                              |
| 1 - (17)- ④ 「おかあさんといっしょ」のおはなし会 (教) (生)                                                                                             |
| 0～3 歳までの子どもとその保護者を対象にしたおはなし会で、絵本の読み聞かせや手遊び等を通して、親子のふれあう楽しい時間を過ごしてもらうとともに、この時期からの読み聞かせの大切さや意義についての理解を図るため開催しています。年齢で分け毎月各1回実施しています。 |

|                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 - (17)- ⑤ 街なかサロン ③ ④</p> <p>誰でも気軽に立ち寄ることのできる常設の休憩所を作り、町、商工会や農業協同組合、また小中学校や高校と連携し、町の情報提供・交換・発信・交流の場とします。運営は、町が後援し社会福祉協議会ボランティアスタッフが運営にあたっています。</p>                |
| <p>1 - (17)- ⑥ 夏休み手作り絵本教室・夏休み出張おはなし会 ③ ④</p> <p>創意・工夫しながら自分だけの絵本を作る楽しさと簡単な製本法を学ぶため、夏休みに小学生を対象にして図書館談話室で開催しています。</p>                                                   |
| <p>1 - (17)- ⑦ 芸術文化活動 ③ ④</p> <p>あゆり祭・絵画展・書写展・子ども音楽教室などを開催します。</p>                                                                                                    |
| <p>1 - (17)- ⑧ 絵画教室・陶芸教室 ③ ④</p> <p>絵画教室Ⅰは、年間を通しての講座で、小学生1～6年生20名を対象とし、月1回で年間12回開催しています。絵画教室Ⅱは、学校の夏休み期間のみ、小学生1～6年生20名で週1回開催しています。講師は一般の陶芸サークル会員で、世代間交流の場ともなっています。</p> |
| <p>1 - (17)- ⑨ 地域子育て支援センター ③ ④ ⑤</p> <p>再掲 (1 - (14)- ④)</p>                                                                                                          |
| <p>1 - (17)- ⑩ 屋内外運動場(未来くるやぶき) ③ ④</p> <p>再掲 (1 - (15)- ⑩)</p>                                                                                                        |
| <p>1 - (17)- ⑪ 親子あそびのひろば ④ ⑤</p> <p>就園前の乳幼児と保護者を対象に、保健福祉センターでふれあいあそび、グループミーティングを通して育児支援・発達支援を行い、子どもたちの健やかな発達と、母親たちの仲間づくりを行っています。</p>                                  |



## 施策軸 2 健康と暮らしの支援

子どもが生き抜く力を身につけるためには、最低限の経済基盤が確保されたなかで、正しい生活習慣を身につけ、安定して生活できるようにすることが大切です。そのため、子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援する施策を推進し、社会的な自立ができるように支援します。



### 【主要施策】

1. 親子の健康支援(母子保健事業、乳幼児健診、予防接種)
2. 子どもの発育支援(子ども・子育て支援事業、発達障がい・療育支援等)
3. 子育て家庭の養育環境向上と地域での孤立防止 (子育て支援センター事業、子育て世代の包括的支援の推進、虐待防止対策、要保護児童対策地域協議会、地域での見守りや関わり、家庭教育など)
4. 子育て家庭の生活支援(ひとり親家庭の自立支援、経済的支援など)

### (1) 母子保健事業・地域子育て支援施策の推進

家族や知り合いの支援がなく孤立した状況で親が「孤育て」になることを防ぎ、親が子どもに向きあい養育できるように、母子健康手帳交付時から状況を把握し、支援が必要な場合は効果的な支援が切れ目なくできるように努めます。

妊婦健診、乳幼児健診の受診率の向上を図り、健診結果で支援や経過観察が必要なケースについてはフォローを行います。また、乳幼児健診については未受診者の状況を把握し、受診を勧奨します。

こんにちは赤ちゃん訪問事業において、生後4か月までの乳児の家庭を全戸訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育相談・助言を行います。養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業を実施するなど、子育て家庭へのアウトリーチ支援に取り組みます。

身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援センター事業を実施しており、今後も利用を促進します。

また、子育て中の保護者等が子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を実施します。

### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 - (1)- ① 地域子育て支援センター (教) (生)<br>再掲 (1 - (14)- ④、1 - (17)- ⑨)                                                                                                                          |
| 2 - (1)- ② 利用者支援事業 (生) (新)<br>再掲 (1 - (1)- ⑦)                                                                                                                                           |
| 2 - (1)- ③ 産後ケア事業 (生) (新)<br>出産直後からの母体の回復や心身の安定を図るケアと同時に、授乳や沐浴(もくよく)の指導など育児についての指導を行い、乳児の健やかな発育と育児を支援します。                                                                               |
| 2 - (1)- ④ マタニティ&赤ちゃん教室 (生)<br>5 か月以上の妊婦と赤ちゃんと母親が保健福祉センターに集まり、妊娠期の過ごし方や胎教マッサージやベビーマッサージなど妊娠期・乳児期を健やかに過ごせるように支援します。                                                                      |
| 2 - (1)- ⑤ 親子あそびのひろば (生)<br>再掲 (1 - (17)- ⑪)                                                                                                                                            |
| 2 - (1)- ⑥ 妊娠届・母子手帳交付 (生)<br>妊娠届の提出の際に母子健康手帳の交付を行っています。                                                                                                                                 |
| 2 - (1)- ⑦ 妊婦健康診査 (生)<br>妊婦の健康診査費用として、妊婦一人につき15回以内で補助し、健康な出産ができるよう支援しています。また、妊娠中の過ごし方や栄養指導を行い、安心して出産できるよう支援しています。                                                                       |
| 2 - (1)- ⑧ 妊婦教室 (生) (親)<br>助産師の講話などを通じて妊娠や出産、育児について適切な情報を提供し、出産を控えた妊婦や父親の不安解消を図ります。また、妊婦同士の仲間作りを行い楽しく育児ができるよう支援しています。                                                                   |
| 2 - (1)- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) (生) (親)<br>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師・母子保健推進員等が訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、様々な不安や悩みを聞くことにより、子育て支援に関する情報提供や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供しています。 |
| 2 - (1)- ⑩ 乳幼児健康診査 (生)<br>疾病の早期発見のため4か月児、1歳6か月児、3歳児に年6回健康診断を実施し、1歳6か月児、3歳児には歯科健診もあわせて実施しています。また、各健診時に育児不安の解消のための相談を行っています。                                                              |
| 2 - (1)- ⑪ 乳児健康相談 (生)<br>9～10か月児とその保護者に対して健康相談を行っています。                                                                                                                                  |

|                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 - (1)- ⑫ 幼児健康相談 (生)                                                                                                    |
| 2 歳児相談を行い、むし歯予防、発達、育児相談を実施しています。                                                                                         |
| 2 - (1)- ⑬ 訪問指導 (生)                                                                                                      |
| 妊産婦や乳幼児のいる家庭を保健師・栄養士などが訪問し育児指導や栄養指導を行っています。また、初産婦に対しては産後うつ病についての指導を行っています。                                               |
| 2 - (1)- ⑭ 新生児・未熟児訪問指導 (生)                                                                                               |
| 初産、未熟児の母親に対し家庭訪問の場で育児指導を行い、安心して子育てができるよう支援しています。                                                                         |
| 2 - (1)- ⑮ 養育支援訪問指導 (生)                                                                                                  |
| 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育が行えるよう支援しています。                                                 |
| 2 - (1)- ⑯ 幼児歯科強化事業 (生)                                                                                                  |
| 1～3 歳児を対象に、歯科医師・歯科衛生士・保健師により歯科クリニック(フッ素塗布、ブラッシング指導、シュガーコントロール)を行います。                                                     |
| 2 - (1)- ⑰ 予防接種事業 (生)                                                                                                    |
| 乳幼児についてはポリオ、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を行います。児童生徒については二種混合、日本脳炎の予防接種を行います。予防接種の徹底を図るため、学校との連携、日程表配布等を行っています。                  |
| 2 - (1)- ⑱ 健康相談・育児相談 (生)                                                                                                 |
| 妊娠・出産・育児・予防接種・食事などの健康や病気・障がいに関する健康相談を乳幼児健康診査時に行っています。また、電話による相談も行っています。                                                  |
| 2 - (1)- ⑲ 育児支援教室 (生)                                                                                                    |
| 離乳食講習会を通じて、子どもの成長にあった食品の選び方、調理方法を学び、安心して子育てができるように支援しています。                                                               |
| 2 - (1)- ⑳ すくすく教室 (生)                                                                                                    |
| 西白河郡内の保健師・県保健福祉関係機関と連携して、支援が必要な子どもに対して、遊びを通して発達を促す保育指導や保護者への支援を行っています。また、臨床心理士の相談や母親同士のグループワークを充実させ、安心して育児ができるよう支援しています。 |
| 2 - (1)- ㉑ 子育て情報誌の作成配布 (生)                                                                                               |
| 矢吹町の子育て支援の各種制度、乳幼児の保育・教育関係の施設、公園、子育て支援事業等の子育て支援ガイドマップを作成し、出生や転入時の届出や随時配布、保育園・幼稚園にて配布し、情報提供を充実していきます。ホームページへも掲載します。       |
| 2 - (1)- ㉒ 子育てホームページ及びアプリの導入 (生) (親)                                                                                     |
| 母子保健や子育て支援に関する情報を子育て世帯に迅速に提供するため、ホームページを使いやすく更新するとともに、アプリの導入を図ります。                                                       |
| 2 - (1)- ㉓ 子育てサークル活動支援補助金 (生) (親)                                                                                        |
| 家庭での子育てを応援し、子育ての不安感・孤立感を軽減し子育てを楽しむ環境づくりを推進し地域での子育てサークル活動を支援しています。                                                        |
| 2 - (1)- ㉔ 各種子どもに関する手当制度のPR (経)                                                                                          |
| 広報・ホームページ・窓口配布等を通じて、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・子育て応援パスポートカード(ファミたんカード)等の各種手当をPRしています。                                          |

## (2) 子育て家庭の生活支援

ひとり親家庭の親の経済的自立に向けて、親の雇用促進を図るため関係機関と連携して取り組むとともに、親の学び直しや職業訓練などを支援するため、情報提供や相談支援に努めます。

各種医療費助成制度の適切な利用を促進するとともに、所得要件等を満たすひとり親家庭の親には、医療費を助成します。

複合的な課題を抱える生活困窮者には、学習支援事業と家庭相談支援事業を実施します。生活保護については、制度の周知と説明により適切な対応に努めます。

住宅支援については、ひとり親家庭等の公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。

ひとり親世帯や多子世帯等に対し、子育て支援住宅や民間賃貸住宅の情報提供、住宅に関する相談、住宅改修などの支援策等を検討します。

子育て費用や教育費用の負担軽減を図るための、経済的支援等を継続して実施します。

### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 - (2)- ① 出産祝品(第1子)及び出産祝金(第2子以降) (生) (経) (新)                                                                                                |
| 子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願って第一子出産時に祝い品、第二子以降出産時に祝い金を支給しています。                                                                                         |
| 2 - (2)- ② 利用者支援事業 (生) (新)                                                                                                                   |
| 再掲 (1 - (1)- ⑦、2 - (1)- ②)                                                                                                                   |
| 2 - (2)- ③ 特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業 (生) (経)                                                                                                    |
| 平成 28 年度から特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。また、不育症と診断された方が妊娠した場合において、へパリンを主とした不育治療に治療費の一部を助成しています。                          |
| 2 - (2)- ④ 制服・学生服リユースバンク事業 (経) (新)                                                                                                           |
| 資源の有効利用と物を大切に作る精神から、卒業や成長などで着られなくなった学生服等を、「譲っていただける方」と「譲ってほしい方」に橋渡しをする場を提供するものです。                                                            |
| 2 - (2)- ⑤ 私立幼稚園(新制度移行)園児に対する保育料軽減事業 (経) (新)                                                                                                 |
| 再掲 (1 - (1)- ⑨)                                                                                                                              |
| 2 - (2)- ⑥ 幼稚園・保育園保育料無料化事業 (経) (新)                                                                                                           |
| 再掲 (1 - (1)- ⑩)                                                                                                                              |
| 2 - (2)- ⑦ こども医療費助成 (経)                                                                                                                      |
| 0～18 歳に達した後の最初の 3 月 31 日にあるまでの者の医療費を助成することにより、乳幼児・児童の疾病の早期発見及び早期治療を促進し健康の保持増進を図ります。また、平成 26 年 3 月診療分より全国の医療機関で現物給付を実施しています。(一部医療機関、保険加入者を除く) |
| 2 - (2)- ⑧ 養育医療給付 (経)                                                                                                                        |
| 母子保健法第 20 条に基づいて、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。医療費は、世帯の所得税額に応じて一部自己負担となります。                     |
| 2 - (2)- ⑨ ひとり親家庭医療費助成 (経)                                                                                                                   |
| 18 歳未満の児童を監護している配偶者のない父親または母親とその児童と父母のない児童を対象に、医療費の一部を助成しています。                                                                               |



|                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>2 - (2)- ⑩ 児童手当 ③</b></p> <p>児童手当について、町の広報及びホームページで制度を周知します。0～3 歳未満まで 1 人月額 15,000 円、3 歳以降小学校終了までの児童 1 人月額 10,000 円(第三子は 15,000 円)、中学生 1 人月額 10,000 円の子ども手当を支給し、子育て支援を図ります。保護者負担の軽減による家庭等の生活の安定を図り、児童の健やかな成長のために子育てしやすい環境を整えます。</p> |
| <p><b>2 - (2)- ⑪ 児童扶養手当 ③</b></p> <p>父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために手当を支給しています。</p>                                                                                                                                     |
| <p><b>2 - (2)- ⑫ 多子世帯の幼稚園・保育園保育料負担軽減事業 ③</b></p> <p>再掲 (1 - (1)- ⑪)</p>                                                                                                                                                                   |
| <p><b>2 - (2)- ⑬ ひとり親世帯等の保育料負担軽減事業 ③</b></p> <p>再掲 (1 - (1)- ⑫)</p>                                                                                                                                                                       |
| <p><b>2 - (2)- ⑭ 第三子以降幼稚園・保育園無料化事業 ③</b></p> <p>再掲 (1 - (1)- ⑬)</p>                                                                                                                                                                       |
| <p><b>2 - (2)- ⑮ 各種相談窓口での情報提供・相談支援 ③</b></p> <p>子ども、親子などの抱える課題が多岐にわたって複雑になっており、町役場内の各種相談窓口で適切に連携して対応できるようにしていきます。あわせて、関係機関につないでいます。</p>                                                                                                   |
| <p><b>2 - (2)- ⑯ ひとり親家庭の自立支援に向けた制度の周知 ③</b></p> <p>ひとり親家庭に対しては各種支援制度(母子・寡婦福祉貸付金の相談、就労支援のための制度等)の周知を図り、関係機関につないでいます。</p>                                                                                                                   |
| <p><b>2 - (2)- ⑰ 町営住宅の母子家庭の優先入居措置 ③ ③</b></p> <p>特に住宅に困窮している事情のある母子家庭が優先的に入居できるよう配慮しています。(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者)</p>                                                                                         |
| <p><b>2 - (2)- ⑱ 町営住宅入居待機者家賃補助 ③ ③</b></p> <p>町営住宅の入居を待機している方(入居待機者)のうち、町内の民間賃貸住宅を借りている又は借りる予定がある方で、条件を満たす方について、民間賃貸住宅家賃の一部を補助しています。</p>                                                                                                  |

### (3) 児童虐待や障がい等で課題を抱える子育て家庭の支援

児童虐待をはじめ様々な課題を抱える子ども・子育て家庭を把握し、関係課や教育・保育施設、学校をはじめとする関係機関が連携して支援しています。矢吹町要保護児童対策地域協議会・関係機関で構成される代表者会議、実務者会議、個別ケースの検討を基に、支援体制を継続して確保しています。今後は、地域とのネットワークを活かしていけるように、構成メンバーの拡充や専門性の高いケースへのスーパーバイザー及び強化支援員による対応など効果的な支援を図ります。

子どもまたは保護者が障がい等により支援が必要な方には、自立支援生活を支えるための児童発達支援事業や障がい福祉サービス、経済的支援などの利用を促進します。

#### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>2 - (3)- ① 児童虐待支援スーパーバイザー配置事業 ④ ④</b></p> <p>児童虐待の発生を防止し、町が在宅支援を強化するため、適切な相談支援を実施できるよう助言を行うスーパーバイザーを配置します。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>2 - (3)- ② 要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員事業 (生) 新</b></p> <p>要保護児童対策地域協議会をより効果的に適用するため、児童虐待ケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効力ある役割を果たすため、児童の問題に適した専門性を有する支援員を配置して対応します。</p>                                           |
| <p><b>2 - (3)- ③ 特別支援教育 (教) (生)</b></p> <p>幼稚園、保育園、小中学校で支援を必要とする園児、児童、生徒に特別支援員を配置し、落ち着いて学習に取り組める教育環境を提供しています。</p>                                                                                       |
| <p><b>2 - (3)- ④ 要保護児童対策地域協議会(構成メンバー拡充) (生)</b></p> <p>町要保護児童対策地域協議会の各構成機関が専門性を活かし、連携して児童虐待の予防、早期発見、発生後の迅速かつ適切な対応を行います。児童虐待の早期発見、早期対応を図れるよう、ケース検討や研修を行っていきます。</p>                                       |
| <p><b>2 - (3)- ⑤ 要保護児童対策地域協議会(定例連絡会議) (生)</b></p> <p>地域内の連携を深め、的確な対応ができるように、定期的に連絡会議を開催します。</p>                                                                                                         |
| <p><b>2 - (3)- ⑥ 障がい福祉サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援等) (生)</b></p> <p>全ての障がい児が個人として尊重され、必要な日常生活または社会生活を営むことができるように児童福祉法に基づく障がい児支援を実施しています。</p>                                                 |
| <p><b>2 - (3)- ⑦ 特別児童扶養手当・育成医療等の給付 (生)</b></p> <p>身体または、精神に障がいのある 20 歳未満の児童を監護・養育している人に支給しています。</p> <p>18 歳未満の児童で、身体に障がいがあり、現在の状態をそのままにすると身体に障がいを残すと認められる場合で、手術などにより確実な治療が期待できる際に必要な医療費の一部を負担しています。</p> |

#### (4) 未来を担う子ども支援のための方策の検討

貧困家庭に育つ子ども、複合的な困難を抱える子ども、学習や育ちにつまずき感のある子どもが学び、健やかに育つための積極的な福祉施策の推進を目指します。

推進体制及び方策を協議し、学習支援、体験学習、子ども食堂などの各種利用料、参加費など、子どもに直接届く助成・支援の検討をはじめ、学んだり、体験できたり、その場所を通じて様々なことを知ったりできる機能を持たせた子どもが子どもでいられる場所・寄りあえる場所の確保に取り組みます。

#### 《取り組み・施策》

|                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>2 - (4)- ① 経済的な支援の推進方策検討 (教) (生) (経) 新</b></p> <p>バウチャー制度などの事例検討などにより、推進方策を検討し、着実な推進に努めます。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|



### 施策軸3 支援ネットワーク体制の構築

子どもと親子の育ちを支援して、子どもたちの生き抜く力を育むため、子どもと子育て家庭の困難や課題に気づき・支援をつなぎ・見守る体制づくりに取り組みます。

そのため、子どもと子育て家庭の貧困リスクのシグナルに気づき、早い段階から寄り添い、必要な支援が子どもに着実に届くように相談機能や関連団体・機関も含めたネットワークの強化を図ります。そして、町役場、地域、企業などへの啓発を行いながら、子どもの貧困対策の担い手機能を確保して、まちぐるみで取り組んでいきます。

子どもの行動範囲はほとんどが  
矢吹町の中



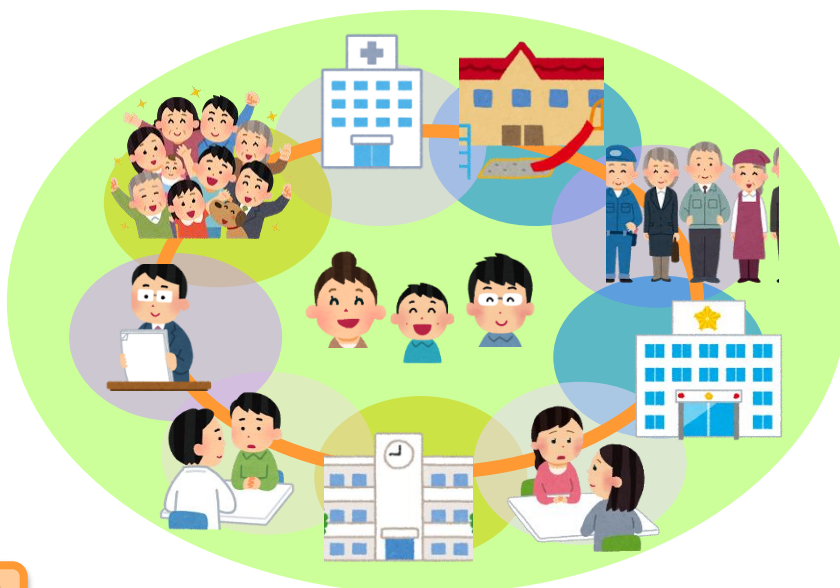
地域連携で乗り越えること  
ができる



多様な主体が気づき、支援を  
つなぎ、見守る体制



**つながりと重なりのある支援体制**



#### 【主要施策】

1. 相談・情報提供体制の拡充
2. 子どもの貧困対策に関する啓発の推進(町役場・地域・福祉以外の関係機関を含めて)
3. 既存のネットワークを活かした支援体制の確保(矢吹町要保護児童対策地域協議会等とのつなぎ、ネットワーク形成、コーディネーターの配置を含めた支援体制の確立など)
4. 多様な主体の参画促進

#### (1) 支援体制の再構築

矢吹町要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等によって組織しており、必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行っています。矢吹町要保護児童対策地域協議会をより効果的に機能させるためには、協議会運営の中核となり、関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機能がさらに重要となり、専門性も求められてくるため、矢吹町要保護児童対策地域協議会のメンバーの拡充等、再編成・機能強化を図っていきます。

あわせて、青少年児童サポート事業との連携と、矢吹町要保護児童対策地域協議会の役割をふまえて支援体制を再構築します。

#### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 - (1)- ① 矢吹町の未来を担う子ども応援体制整備事業(コーディネーター配置) 教 生<br>経 親 新<br>支援が必要な子ども・親子の把握と支援のための地域ネットワーク形成を担うコーディネーターを配置します。                                            |
| 3 - (1)- ② (仮称)子どもの貧困支援部会(関係機関との連携) 教 生 経 親 新<br>子ども子育て会議のなかの部会として、子ども貧困対策の実務者レベルでケース検討や支援のつなぎなどを行います。                                                    |
| 3 - (1)- ③ (仮称)子どもの貧困連携部会(町役場のみ) 教 生 経 親 新<br>子どもの貧困対策については関係する課が多く、次世代育成支援行動計画の点検のなかで連携して推進できるように、子ども子育て会議のなかの部会として、連携部会を設置し連絡・点検・調整を図ります。               |
| 3 - (1)- ④ 子ども子育て会議 教 生 経 親<br>有識者、事業所、子育て当事者、子育て支援当事者等が、町の子育て支援施策の充実に向けて政策設計から点検など全般的にご意見・提案をいただく会議を開催しています。                                             |
| 3 - (1)- ⑤ 次世代育成支援行動計画推進検討部会 教 生 経 親<br>次世代育成支援行動計画の各施策について進捗状況の把握と施策の連携を図るため、当検討部会で取り組んでいます。                                                             |
| 3 - (1)- ⑥ 要保護児童対策事業(矢吹町要保護児童対策地域協議会) 教 生 経 親<br>矢吹町要保護児童対策地域協議会の各構成機関が専門性を活かし、連携して児童虐待の予防、早期発見、発生後の迅速かつ適切な対応を行います。児童虐待の早期発見、早期対応を図れるよう、ケース検討や研修を行っていきます。 |
| 3 - (1)- ⑦ 青少年児童サポート事業 教 生<br>ひきこもり、不登校等の問題を抱える児童生徒や青少年に対し、進学や就職へ向けての支援を関係機関の協力を得ながら進める活動を行います。                                                           |

## (2) 連携体制の確保

子どもと子育て家庭の状況の把握と、施策の進行管理、ニーズと支援の調整など、適切な支援をしていくことが重要です。子どもと子育て家庭に寄り添い、必要な支援が届くように、全庁的に子どもの貧困問題に対する認識を深め、連携を図りながら取り組むよう、職員の意識啓発に努めるととともに、町役場の検討組織として、(仮称)子ども貧困対策連携会議を設置します。

また、国・県や関係機関との連携による推進、補助事業の活用など効果的な実施に努めます。

#### 《取り組み・施策》(内容は①の取り組み・施策と同様)

|                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| 3 - (2)- ① 矢吹町の未来を担う子ども応援体制整備事業(コーディネーター配置) 教 生<br>経 親 新<br>再掲 (3 - (1)- ①) |
|-----------------------------------------------------------------------------|

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 3 - (2)- ② (仮称)子どもの貧困支援部会(関係機関との連携) 教 生 経 親 新<br>再掲 (3 - (1)- ②) |
| 3 - (2)- ③ (仮称)子どもの貧困連携部会(町役場のみ) 教 生 経 親 新<br>再掲 (3 - (1)- ③)    |
| 3 - (2)- ④子ども子育て会議 教 生 経 親<br>再掲 (3 - (1)- ④)                    |
| 3 - (2)- ⑤次世代育成支援行動計画推進検討部会 教 生 経 親<br>再掲 (3 - (1)- ⑤)           |
| 3 - (2)- ⑥要保護児童対策事業(矢吹町要保護児童対策地域協議会) 教 生 経 親<br>再掲 (3 - (1)- ⑥)  |
| 3 - (2)- ⑦青少年児童サポート事業 教 生<br>再掲 (3 - (1)- ⑦)                     |

### (3) コーディネーターの配置

地域や民間団体等と連携・協働して取り組む仕組みを作っていく必要があります。子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係機関・地域などを「つなぐ」、地域ネットワークの形成を支援するための人材（コーディネーター）を確保します。コーディネーターは教育・児童福祉の施策に精通し、地域の自治会、商工会等地域資源との関係を有し、関係機関と密接な連携を図る役割を担い、今後は課題や困難を抱える子どもの把握や、地域の資源の把握・育成をはじめ、地域を超えて子ども支援活動に取り組む主体の掘り起こし・協力体制づくりなどに取り組んでいきます。

また、県が行うコーディネーターの養成・研修等へ参加し、実践的な活動ができるように支援します。

#### 《取り組み・施策》

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 - (3)- ① 矢吹町の未来を担う子ども応援体制整備事業(コーディネーター配置) 教 生 経 親 新<br>再掲 (3 - (1)- ①、3 - (2)- ①) |
|-------------------------------------------------------------------------------------|

### (4) 相談事業の連携強化

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討を進めます。妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と連携して支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施します。

#### 《取り組み・施策》

|                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 - (4)- ① (仮称)子育て支援包括支援センター設置事業 教 生 経 親 新<br>保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援ができるように、妊娠から出産、子育てまで一貫して同じ場所で相談や支援を受けられるように、子育て支援包括支援センターを設置します。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

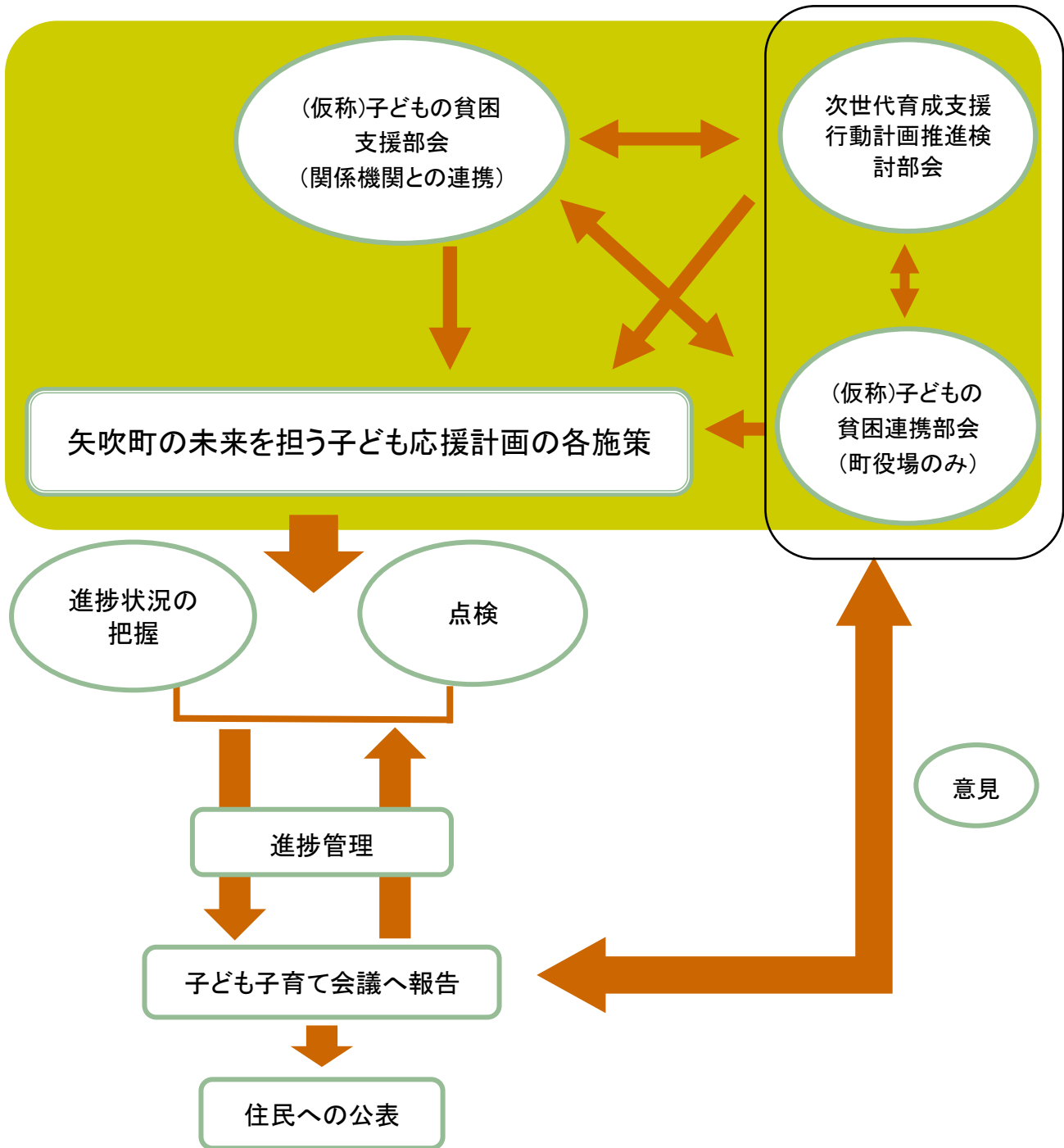
## 6. 計画の推進・進行管理



### (1) 計画の推進方策

- ◆子どもの貧困の状況とその影響は、外からは見えにくい面が強く、支援が子どもに届かない現状や、届いてもすぐに改善の効果が見えにくい面があります。また、子どもの貧困は、関わる機関や分野が広範であることから、それぞれでとらえ方も異なります。このため、矢吹町が子どもの貧困対策に取り組み、未来を担う子どもの育成を応援するという考え方を地域にも町役場内にも関係機関にも伝え、共有して取り組んでいけるように、町内の理解と意識の醸成を図っていきます。子どもは地域にいて、地域で成長するからこそ、地域のなかの連携で支えられる部分が大きいことを伝えながら、気運を高めていきます。
- ◆進行管理体制として、計画策定後は矢吹町子ども子育て会議を基盤に、(仮称)子ども貧困支援部会、町役場に(仮称)子ども貧困連携部会の立ち上げを行い、点検・推進体制を確保します。そして、定期的な実施状況の点検と必要に応じて取り組みを見直します。あわせて、進捗状況等について子ども子育て会議に報告して意見をいただくとともに、進捗状況等を住民の皆様に報告します。
- ◆取り組みの進捗状況の把握については、矢吹町子ども・子育て支援事業及び次世代育成支援対策推進事業の点検体制を確保しており、点検された内容は子ども貧困連携部会で子ども貧困対策についての施策進捗状況の把握及び点検を定期的に実施します。
- ◆進捗状況を把握するための目安として指標を設定して、定期的に把握・点検します。大綱に示される指標を参考に、矢吹町における指標を設定します。
- ◆進捗状況を住民に適宜報告し、ご意見をいただき、必要な見直しを行いながら進めていきます。
- ◆本計画を策定し、各種施策を実行していきます。このため、計画期間において適宜計画内容の見直しを行いながら取り組みます。見直しは子ども貧困連携部会と子ども貧困支援部会で必要に応じて行います。
- ◆国・県に対して施策の要望を行うとともに、広く情報の共有を図りながら、取り組んでいきます。

《進捗状況把握・点検のイメージ》





《矢吹町の子どもと子育て家庭を支援するサービス・取り組み（貧困対策以外を含む）》

| 対象           | 相 談                                                                                                                                                                                                                                                        | 子ども・子育て支援（経済的支援含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊 娠 ・ 出 産    | 訪問指導<br>助産師・保健師による家庭訪問<br>健康相談<br>妊婦教室<br>子育て包括支援センター設置事業<br>各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>利用者支援事業<br>児童虐待支援スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業                                                                                      | 保 妊婦届・母子健康手帳交付<br>保 妊婦健康診査<br>保 マタニティ＆赤ちゃん教室<br>保 各種子どもに関する手当制度のPR<br>一 特定不妊治療費助成金・不育症治療費助成金<br>一 子育てホームページ及びアプリの導入<br>子 利用者支援事業<br>子 出産祝い品（第1子）及び出産祝い金（第2子以降）<br>子 経済的支援の推進方策の検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 乳 児 ・ 幼 児    | 乳児健康相談（9～10か月児）<br>幼児健康相談（2歳児）<br>訪問指導<br>新生児・未熟児訪問指導<br>養育支援訪問指導<br>健康相談・育児相談<br>スクールカウンセラー活用事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業<br>各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>子育て包括支援センター設置事業<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業<br>利用者支援事業 | 保 乳幼児健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）<br>保 幼児歯科強化事業<br>保 エンババ産後うつ病質問票（EPDS）<br>保 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）<br>保 予防接種事業<br>保 助産師・保健師による家庭訪問<br>保 育児支援教室（離乳食教室）<br>教 歯科食育出前講座（むし歯予防出前講座）<br>一 フッ化物歯面塗布事業<br>一 就学指導審議会<br>子 ブック・スタート<br>子 幼稚園・保育園教育講演会<br>子 町営住宅入居待機者家賃補助<br>子 各種子どもに関する手当制度のPR<br>子 幼稚園の保護者交流の推進<br>子 子育てサークル活動支援補助金<br>子 子育てホームページ及びアプリの導入<br>子 児童手当<br>子 経済的支援の推進方策の検討<br>子 こども医療費助成<br>子 養育医療給付<br>子 ファミリー・サポート・センター<br>子 幼稚園・保育園保育料無料化事業（第一子～段階的に実施）<br>子 第三子以降幼稚園・保育園保育料無料化事業<br>子 私立幼稚園就園奨励費事業<br>子 私立幼稚園（新制度移行）園児に対する保育料軽減事業<br>子 多子世帯の幼稚園・保育園保育料負担軽減事業<br>子 ひとり親世帯等の保育料負担軽減事業<br>子 幼稚園の預かり保育事業<br>子 保育園での延長保育事業<br>子 民間保育園等の保育士処遇改善補助事業<br>子 子育て支援情報誌の作成配布<br>子 産後ケア事業<br>子 保育士就職支援事業 |
| 小 学 生        | スクールカウンセラー活用事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業<br>各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>子育て包括支援センター設置事業<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業                                                                                              | 教 歯科食育出前講座（むし歯予防出前講座）<br>教 いのちの教室事業（思春期セミナー）<br>一 予防接種事業<br>一 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業<br>子 就学指導審議会<br>子 町営住宅入居待機者家賃補助<br>子 各種子どもに関する手当制度のPR<br>子 児童手当<br>子 こども医療費助成<br>子 ファミリー・サポート・センター<br>子 放課後児童クラブ<br>子 経済的支援の推進方策の検討<br>子 子育てホームページ及びアプリの導入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 中 学 生        | スクールカウンセラー活用事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業<br>各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>子育て包括支援センター設置事業<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業                                                                                              | 教 歯科食育出前講座（むし歯予防出前講座）<br>教 いのちの教室事業（思春期セミナー）<br>一 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業<br>一 青少年児童サポート事業<br>子 生涯学習情報提供事業<br>子 町営住宅入居待機者家賃補助<br>子 各種子どもに関する手当制度のPR<br>子 児童手当<br>子 こども医療費助成<br>子 経済的支援の推進方策の検討<br>子 子育てホームページ及びアプリの導入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 高 校 生<br>以 上 | 各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>子育て包括支援センター設置事業<br>要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業                                                                                                                                     | 一 奨学金の貸付事業<br>一 町営住宅入居待機者家賃補助<br>子 各種子どもに関する手当制度のPR<br>子 子育てホームページ及びアプリの導入<br>子 こども医療費助成<br>子 経済的支援の推進方策の検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 障 がい 児       | 乳児・幼児相談<br>訪問事業<br>訪問指導<br>新生児・未熟児訪問指導<br>養育支援訪問指導<br>健康相談・育児相談<br>スクールカウンセラー活用事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業<br>子育て包括支援センター設置事業<br>各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業                           | 保 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成<br>保 障がい児家庭訪問事業<br>保 児童デイサービス・放課後デイサービス<br>保 手帳の申請受付<br>保 特別児童扶養手当<br>保 障がい児福祉手当<br>教 育成医療<br>教 障がい児福祉サービス（居宅介護・短期入所・行動援護）<br>一 障がい福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所<br>一 等訪問支援・障害児相談支援等）<br>子 町営住宅入居待機者家賃補助<br>子 各種子どもに関する手当制度のPR<br>子 小学校・中学校の障がい児加配<br>子 障がい児保育事業（幼稚園・保育園の障がい児の受け入れ）<br>子 放課後児童クラブ事業<br>子 子育てホームページ及びアプリの導入<br>子 経済的な支援の推進方策検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ひ と り 親 家 庭  | スクールカウンセラー活用事業<br>スクールソーシャルワーカー派遣事業<br>子育て包括支援センター設置事業<br>各種相談窓口での情報提供・相談支援（役場各課）<br>ひとり親家庭の自立支援に向けた制度の周知<br>要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー配置事業<br>要保護児童（児童虐待）対応<br>要保護児童対策地域協議会虐待防止対応強化支援員配置事業                                                                      | 教 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業<br>教 町営住宅の母子家庭の優先入居措置<br>一 町営住宅入居待機者家賃補助<br>一 各種子どもに関する手当制度のPR<br>子 子育てホームページ及びアプリの導入<br>子 児童手当<br>子 ひとり親家庭医療費助成<br>子 放課後児童クラブ事業<br>子 ひとり親世帯等の保育料負担軽減事業<br>子 経済的な支援の推進方策検討<br>子 児童扶養手当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

[illegible]

## (2) 計画の進捗状況の把握

国の大綱には、以下の指標が示されています。これを参考に、矢吹町において本計画の進捗状況を把握しながら本計画を着実に推進していくことが重要です。

### 《(参考)大綱に示されている指標》

|                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%(平成 25 年)                                                                                              |
| ②生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%(平成 25 年)                                                                                               |
| ③生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%(平成 25 年)                                                                                                |
| ④生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後の進路:就職率 2.5%／高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%)(平成 25 年)                                                               |
| ⑤児童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成 25 年)(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1%／高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)                                               |
| ⑥ひとり親家庭の子供の就園率(保育園・幼稚園)72.3%(平成 23 年度)                                                                                             |
| ⑦ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8%／高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%)(平成 23 年度)                                               |
| ⑧スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008 人(平成 25 年度)／スクールカウンセラーの配置率小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置(平成 24 年度)                           |
| ⑨就学援助制度に関する周知状況(平成 25 年度)(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)                            |
| ⑩日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)(平成 25 年度実績)(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0%／有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%) |
| ⑪ひとり親家庭の親の就業率(平成 23 年度)(母子家庭の就業率 80.6%(正規 39.4%、非正規 47.4%)／父子家庭の就業率 91.3%(正規 67.2%、非正規 8.0%))                                      |
| ⑫子供の貧困率 16.3%(平成 24 年)                                                                                                             |
| ⑬子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%(平成 24 年)                                                                                              |

このため、矢吹町では子どもの成長段階にあわせた支援や困難を抱える親子への支援について、計画期間に継続してとらえていく指標（目安）を以下のとおりとします。

とくに、④4 歳児就園状況把握率と⑤5 歳児通園率は、すべての子どもが就学前に幼稚園・保育園・こども園などとのつながりを確保し、就学に向けて切れ目ない支援ができるようにするための指標とします。⑥幼稚園第 1・2 階層の割合から⑧小中学校要保護・準要保護児童生徒割合については、既存の経済支援で子育て家庭の現状を把握するための指標（目安）とします。また、計画の進捗状況は本計画に位置づけている施策軸の各施策をあわせて把握していきます。

《進捗を把握していく指標》

| 項 目                           | 平成 27 年度 | 目指すべき姿<br>(平成 33 年度) | 備考                                 |
|-------------------------------|----------|----------------------|------------------------------------|
| ①こんにちは赤ちゃん全戸訪問率               | 98.3%    | 100%                 | 年度累計                               |
| ②乳幼児健診等受診率                    |          |                      | 年度累計                               |
| 妊婦健診                          | 98.0%    | 100%                 |                                    |
| 3～4 か月児健診                     | 98.0%    | 100%                 |                                    |
| 1 歳 6 か月児健診                   | 99.0%    | 100%                 |                                    |
| 3 歳児健診                        | 97.0%    | 100%                 |                                    |
| ③予防接種率                        |          |                      | 年度累計                               |
| 麻しん風しん                        | 83.0%    | 上昇を<br>目指す           |                                    |
| 日本脳炎                          | 26.0%    |                      |                                    |
| BCG                           | 64.0%    |                      |                                    |
| ヒブ                            | 67.0%    |                      |                                    |
| 肺炎球菌                          | 70.0%    |                      |                                    |
| 四種混合                          | 76.0%    |                      |                                    |
| 二種混合                          | 77.0%    |                      |                                    |
| 水痘                            | 41.0%    |                      |                                    |
| ④4 歳児就園状況把握率                  | —        | 100%                 | 平成 28 年度より把握。年度末現在での把握率。           |
| ⑤5 歳児通園率                      | 99.42%   | 現状を<br>把握する          | 年度末現在。幼稚園・保育園・こども園に通園している 5 歳児の割合。 |
| ⑥幼稚園第 1・2 階層の割合               | 14.3%    |                      | 年度当初                               |
| ⑦保育園・認定こども園 1～3 階層の割合         | 15.9%    |                      | 年度当初                               |
| ⑧小中学校要保護・準要保護児童生徒割合           | 11.6%    |                      | 年度当初                               |
| ⑨各種体験講座等への講座数                 | 47 講座    | 増加を<br>目指す           | 公民館等で子どもを対象に実施している講座数              |
| ⑩奨学金貸付件数                      | 28 件     | 現状を<br>把握する          | 年度累計                               |
| ⑪児童扶養手当受給者数                   | 188 人    |                      | 現況届け時点で把握                          |
| ⑫ひとり親家庭の正規職員率(平成 28 年アンケート調査) | 27.5%    |                      | ひとり親家庭のうち正規職員または自営業者の割合            |
| ⑬生活保護世帯に属する子どもの人数             | 9 人      |                      | 年度末現在                              |
| ⑭要保護児童等対応ケース数                 | 16 件     |                      | 年度累計                               |

## 7. 資料



### (1) 矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 子どもの貧困対策についての計画の策定にあたり、広く関係者の意見を聴取し計画に反映させるため、「矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会」（以下「委員会」）を設置する。

#### (組織)

第2条 委員会の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長1名を置き、構成員の互選によりこれらを定める。
- 4 委員長は委員会の会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

#### (運営)

第3条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

- 2 会議の進行は委員長が当たり、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を副委員長が代理する。
- 3 委員会は、必要に応じ関係職員・関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

#### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、子育て支援課において行う。

#### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

#### 別表

|                                 |
|---------------------------------|
| 矢吹町要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第3項に掲げる委員 |
| 矢吹町区長会                          |
| 矢吹町商工会                          |
| 矢吹町社会福祉協議会                      |

## (2) 矢吹町の未来を担う子ども応援計画策定経過

| 年月日                             | 内 容                                                                                                    |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 28 年 8 月 26 日                | 第一回 矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会<br>(1)矢吹町の未来を担う子ども応援計画の策定について<br>(2)実態把握のための調査の実施について<br>(3)子どもの貧困対策に関する意見交換 |
| 平成 28 年 9 月 16 日～30 日           | 児童生徒の生活状況等に関するアンケート調査の実施                                                                               |
| 平成 28 年 9 月 27 日・30 日           | 支援者ヒアリングの実施                                                                                            |
| 平成 28 年 11 月 2 日                | 第二回 矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会<br>(1)実施把握のための調査結果について<br>(2)計画骨子の検討について                                     |
| 平成 28 年 11 月 26 日～<br>12 月 26 日 | パブリックコメントの募集<br>意見 0 件                                                                                 |
| 平成 29 年 1 月 25 日                | 第三回 矢吹町の未来を担う子ども応援計画検討委員会<br>(1)実施把握のための調査報告書について<br>(2)矢吹町の未来を担う子ども応援計画案について                          |



### (3) 具体的施策の展開に向けた取り組み事例

#### 施策軸1 学び育つ環境づくり

##### 取り組み事例1 学習支援

#### げんき塾新町校(大阪府松原市教育委員会)

自分で持ってきた教材で自由に勉強できる場所で、元教員やボランティアが、わからないところや教えてもらいたいところをサポートしています。

日時:各土曜日の午後1時～4時(入退出時間は自由) 場所:公民館

対象:小学校中学年～中学3年生の登録者 参加費:無料

#### アスポート学習支援事業(埼玉県)

生活困窮者支援一子ども支援の現場から

白鳥 勲(彩の国子ども・若者支援ネットワーク)

##### 1 家庭訪問と学習教室の6年間 (2010～2016年度)

ー アスポート学習支援事業とは (平成27年度の場合)

##### (1) 家庭訪問及び学習教室(中学生)

| 家庭訪問 | 教室参加数       | 教室数 | 高校進学率 |
|------|-------------|-----|-------|
| 1194 | 899(中3生373) | 40  | 98.9% |

##### (2) 中学生学習教室開催状況

- ① 学習教室は40教室で各教室 週1回～3回、月～土に開催
- ② 学習教室で個別指導

##### (3) 高校等進学

- ・中学3年生で学習教室参加生徒373名中369名(98.9%)
- ・30名は欠員募集で

##### (4) 学生ボランティア等参加状況

- ① 学習支援ボランティア数 37大学544名

##### (5) 高校生対象の教育支援

- ① 学習教室 24か所で 257名参加
- ② 学習専門員(元教員 130名)

##### (6) 27年度からは「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援」「ひとり親世帯学習支援」事業として

- ① 埼玉県(23町村)と26市から事業委託
- ② 生活保護世帯と就学援助世帯と生活困窮相談窓口から

#### 家庭教育支援(京都府洛南市立の小学校)

学校支援地域本部事業の一つとして、家庭教育支援の取り組みを実施しています。家庭教育支援チームでは、不登校傾向の児童の個別対応と、保護者支援、保護者が悩みを共通できる場の開放、保護者を対象とした勉強会や講演会の開催などを行っています。



### 子どもの学習支援事業（松戸市）

本事業は、生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもに対して、学習支援や居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣・社会性・自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止することを目的としています。

#### ・学習支援事業

学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、高校受験等のための進学支援を行います。

#### ・居場所づくり

子どもが安心して通える場所を提供し、日常生活習慣や社会性を育むための支援を行います。

#### ・カウンセリング

必要に応じて心理カウンセラーによる相談を行います。

### 取り組み事例 2 子ども食堂

#### 子ども食堂とは

主に貧困家庭や孤食の子どもたちや、経済的な事情などにより家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する、民間発の活動です。「子ども食堂」や「こども食堂」の名前が使われ始めたのは平成 24 年ごろからで、朝日新聞社の調べでは、平成 28 年 5 月末現在で 300 か所を超えています。開催頻度は月 1 回が全体の 4 割で最も多く、週 5 日以上というところもあります。

#### NPO KAKE COMI（白河市内）（福島民友新聞より）

KAKE COMI は、人間関係や家族関係、貧困や病などといった傷つきによって生きづらさを感じ、孤立した人の多くが抱える必要性である「安全な居場所」「相談によるサポート」そして「人の手できちんと作られたあたたかな食事」の 3 つを満たす場所です。

毎週月曜日午後 3 時～8 時に、子どもたちに食事を提供し、「居場所」として機能する「子ども食堂」が運営されています。

運営者によると、「学用品が用意できずに学校に行きづらくなるなど、貧困は子どもの『居場所』を奪う。不登校などの問題の根っこに、家庭の経済的問題がある場合がある」と指摘。子ども食堂の役割について「子どもが抱えている問題を可視化して支援につなげる。そのためには、地域の子どもたちがふらりとアクセスできる、開かれた場所であることが重要だ」と語っています。

#### コープいずみ こども食堂（コープふくしま）

こども食堂はみんなで一緒に夕食を作って食べて楽しく過ごせる場所で、ボランティアのスタッフがサポートしています。子どもひとりでも、保護者と一緒でも参加できます。

日時：毎月第3水曜日午後 4 時～7 時 30 分

会場：コープいずみ店組合ホール

対象：小・中学生、保護者

参加費：子ども 1 人 1 回 100 円、大人 1 人 1 回 200 円

## 取り組み事例3 居場所づくり

震災をキッカケに、貧困家庭の子どもや保護者が排除されない社会をつくる

### 宮城県

#### NPO法人 アスイク

**支援対象:** 被災した子ども、及び経済的困窮世帯の子ども(主に中学生)、保護者。

**支援方法:** 居場所づくり・学習支援、相談支援、体験型プログラム等

**スタッフ数:** 常勤7名、非常勤16名、ボランティア130名

**実施団体:** NPO法人アスイク、仙台市、岩沼市等

**代表者:** 代表理事 大橋 雄介

#### 主な活動

##### ■仮設住宅等での学習サポート(2011年4月～現在)

4市町9ヶ所の避難所で、避難生活を送る子どもたちのために、寄り添い型の学習サポートを実施。その他、仙台市内6ヶ所の仮設住宅、みなし仮設住宅で生活する子どもたちの受け皿として開設した1ヶ所の学習支援センターで、92人の子どもをサポート。

##### ■他地域のNPO、住民へのモデル・ノウハウ移転事業(2012年12月～現在)

宮古市、石巻市、栗原市等のNPO12団体に対して、民間企業と協働でeラーニングを活用した学習支援モデルを提供。

##### ■地方自治体との協働事業(2013年6月～現在)

仙台市、岩沼市との協働(委託契約)により、被災地の低所得世帯を対象とした学習支援・居場所づくり・相談支援事業を展開。仙台市では、太白区、青葉区で10ヶ所の会場を運営し、約170名の中学生が継続的に参加している。岩沼市では、1ヶ所を開設し、18名の中高生が参加。

##### ■調査情報発信事業(随時)

子どもの貧困研究の第一人者である阿部彩氏(国立社会保障・人口問題研究所部長)をアドバイザーに迎え、被災した子ども、保護者へのインタビュー調査をベースにした「3・11被災地子ども白書」を明石書店より刊行。

すべての子ども・若者が「居場所」と「出番」を感じられる社会をつくる



e-mail: ls.atlas07@gmail.com

URL: <http://atlas-sums.jimdo.com> (HP)

#### 主な活動

##### 1. 子どもの学習支援・居場所づくり活動

###### 1-1. 行政の主催事業にボランティア協力

###### 1-1-1. 大津市「中3学習会」(平成19年～)

###### 1-1-2. 守山市「カンフォア第2の学校」(平成24年～)

→対象はいずれも生活困窮世帯、ひとり親世帯等。学習支援及び居場所づくり。守山市事業では個別プログラムも行う。

###### 1-2. 自主事業「ぜぜ☆ほのほのハウス」(平成24年～)

→対象は大津市膳所学区の小中学生誰でも。主に長期休暇期間の宿題サポートや体験・表現活動を行う。

##### 2. 啓発活動

講演会、講師派遣、執筆・寄稿、子どもの貧困を啓発する「虹色リボン運動」(<http://rainbow-ribbon.jimdo.com>)等

##### 3. 交流活動

他県で学習支援事業を行う団体と合同研修合宿の実施(平成24年～)

##### 4. 就学支援金事業(他支援団体とのタイアップ)

活動参加女兒への就学支援金事業の実施(平成25年～)

地域を変える 子どもが変わる 未来を変える

### 東京都

#### 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

**支援対象:** 困難を抱える子どもと家庭

**支援方法:** 居場所づくり、アウトリーチ、ネットワーキング

**スタッフ数:** 40名

**実施団体:** 特定非営利活動法人

豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

**代表者:** 栗林 知絵子

#### 主な活動

##### ●遊びサポート 池袋本町プレーパーク

遊具のない原っぱで、思いっきり外遊びができる場です。「遊び」は子どもにとって生きること、生きる力を育むことそのものです。プレーパークは「遊び」のすべてを子どもに届けます。

##### ●学びサポート 無料学習支援

家庭の環境に左右されることなく学びの場を保障します。大学生や地域のボランティアが子どもに楽しく教えます。

##### ●暮らしサポート

###### 要町あさやけ子ども食堂

第一第三水曜日、17:30～19:00

###### 夜の児童館

毎火曜日 16:00～20:00

大学生のお兄さんお姉さんと宿題をしたり、遊んだり、手づくりの夕食を共にして、家庭的な時間を過ごします。

## 施策軸 2 健康と暮らしの支援

### 取り組み事例 1 バウチャー制度

#### 学校外教育バウチャー（大阪市内）

低所得世帯の子どもに塾や習い事等といった放課後の学習や体験の機会（学校外教育）に利用できるクーポン券を提供するというものです。経済的な課題を抱える子どもの学びの機会を保障するために、民間 NPO、自治体の教育政策としても実施されています。

社団法人チャンスフォーチルドレンが大阪市西成区で実験的に開始したもので、毎月 1 万円分の教育バウチャー（クーポン券）を配布し、塾や習い事へ費用支援、児童にまで対象を広げて、「留守家庭児童対策事業」、「子どもの家事業」、「児童いきいき放課後事業」の一本化をめざして開始しました。

全国で初めて、大阪市が平成 24 年度の教育政策として学校外教育バウチャー事業を実施しました。これは、全国の自治体としては初めての試みで、「子どもの貧困問題」解決に向けた先駆的な取り組みとして注目される政策です。平成 22 年度から社団法人チャンスフォーチルドレンが実施してきた事業との違いは、バウチャーの原資に公的資金が用いられている点です。地域の子どもたちを地域の大人たちが支えていく施策といえます。

### 取り組み事例 2 ひとり親家庭の支援

#### 白河市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子・父子家庭のひとり親に対し、自立のため、国が指定する教育講座（パソコン検定）等を受講した親に対し、講座修了後に受講料の一部（60%相当）を給付しています。

取り組み事例 3 子育て世代包括支援センター（平成 27 年度子育て世代包括支援センター事例集より）

**青森県 鯺ヶ沢町**

**効果**

・産科医療機関退院直後からの母体の健康面の不安や新生児の育児・発育に関する悩みや不安が軽減されています。

・助産師による訪問ケアにより、産科へ通院しなければいけない事例（児の発育不安、黄疸チェック、乳腺炎の疑い等）が減少し、母子の通院にかかる負担が軽減されています。

**課題**

・助産師、母子支援ヘルパーの確保と産科医療機関とのスムーズな連携、受け皿の体制構築が課題となっています。

**その他**

◆取組の経緯、開始にあたって調整や工夫した点

・平成 15 年に町立病院から産科がなくなり、最も近い産科医療機関は、車で 40 分以上要します（五所川原市）。

退院後、母体の産後回復が不完全な状態での児の体重把握や黄疸チェック、乳房ケアのために長時間もかけて通院・受診をしなければならず母体や新生児への負担が大きくなります。そこで、平成 21 年に助産師を配置した「鯺ヶ沢町母子支援センター」を役場内に設置し、母子に寄り添うサービスをスタートしました。

・専門職である「助産師が無料で訪問ケアをする」ということが地域に浸透するまで、PR や口コミでの情報拡充を必要としました。

◆特色・PR ポイント

・当センターは、町役場のなかの一つの部署として存在しているため、自治体として多方面（母子保健担当部局、児童福祉部局、教育委員会部局）との連携が取れています。

・当町では、妊婦への母子手帳交付は、ほぼ 100%保健師による対面対応ができています。交付後に、保健師が妊婦を当センターへ案内するため、妊婦への当センター利用案内は確実に実施できています。また、青森県と青森県医師会で実施している「妊婦連絡票」により、妊婦の状態については母子保健担当部局（保健師）と情報を共有できています。

・町内在住妊産婦のみならず里帰り出産の場合も、要望があれば訪問ケア等対応しています。

## 埼玉県 和光市

### 取組の評価(取組の効果や課題等)

妊娠届出時のアセスメント方法について、因子分解手法を用いた統一様式を使用し、リスクとしてとらえられたケースについては、リスク判定会議において合議によりリスク度を評価するリスク評価体制を構築しています。また、ハイリスク家庭については、コミュニティア会議においてさらに支援方針を合議により検討し、切れ目のない支援体制を整備しています。

平成 27 年度(平成 28 年 2 月末現在)の妊娠届出時のハイリスク出現率は約 3 割、その約半半に対して支援プランの作成を行っており、潜在的なハイリスク家庭の抽出及び具体的な支援の提供がなされています。課題としては、ハイリスク出現率(サービス必要量)に対し、提供体制が充分ではないことが挙げられます。提供体制の充実とともに、エビデンスに基づく客観的なリスク判定のスケール化が必要となっています。

### ◆取組の経緯、開始にあたって調整や工夫した点

本市では、核家族化の進展、共働き世帯の増加にともない、地縁・血縁が薄れ、家庭の孤立化が進行しています。このため母子保健サービス、こども福祉サービスのみならず、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、子どもの貧困への支援など様々な支援が切れ目なく提供されることが必要です。現状では母子保健や子ども・子育て支援の提供システムは分断され、有機的連携がみられません。そこで、地域において包括的、継続的につないでいく仕組みである「地域包括ケアシステム」が必要となっています。

そこで地域包括ケアシステムの一環として、平成 26 年 10 月より妊娠・出産包括支援モデル事業「わこう版ネウボラ」を実施しました。本事業の実績として、妊娠届出書受付時のアセスメントにより約 15%がハイリスク要因のある妊婦と確認されました。このことから、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を実施するため、準中学校区を単位とした日常生活圏域ごとに「子育て世代包括支援センター」を整備しました。

なお、センターの整備にあたっては、市内のわこう助産院(わこう産前・産後ケアセンター)や既存の 4 か所の地域子育て支援拠点を活用しました。地域子育て支援拠点は社会福祉法人等の民間事業者へ委託しており、必要な人員配置のための予算を組むとともに、わこう助産院を含め、総合相談支援システムの導入による ICT を活用した情報統合のための基盤整備を行いました。また、併行してコミュニティア会議の開催による他制度・他職種の連携及び個別ケースの検討体制を築きました。本会議には市職員、子育て世代包括支援センターをはじめ、子育て、高齢、障害、生活困窮家庭を支援する民間事業者が参加しています。

### ◆特色・PR ポイント

#### ①利用者支援事業基本型と母子保健型の一体的提供体制

家庭の様々な課題にあわせたマネジメント及びサービスコーディネートを行うため、平成 28 年度より各子育て世代包括支援センターに母子保健ケアマネジャー(母子保健型)と子育て支援ケアマネジャー(基本型)の両方を配置し、子育て家庭を母子保健と子育て支援の両面から支援します。

②コミュニティア会議による他制度他職種による連携と、政策形成機能複合的な課題を抱えたケースについて、コミュニティア会議において他制度・他職種によるケアチームの編成、支援内容の検討と調整及びモニタリングと評価を行い、包括的な課題解決に向けた検討を行います。また、困難事例を他制度・他職種のチームにより検討することで、地域課題を把握し、政策形成へ役立てています。



### 施策軸 3 支援ネットワーク体制の構築

#### 取り組み事例 1 コーディネーター配置事業

##### 沖縄子供の貧困緊急対策事業「支援コーディネーター配置事業」(沖縄県)

貧困状態に置かれた子どもたちが地域で安心して暮らせるよう、圏域毎に支援コーディネーターを配置し、市町村に配置されている子供の貧困対策支援員に対する相談支援や子どもの貧困対策に関するネットワーク構築に向けた助言・調整等の広域的支援を行うことにより、各圏域における支援体制の整備を推進することを目的としています。

- ア 各市町村の子どもの貧困対策支援員の活動状況を把握すること。
- イ 必要に応じて支援員、居場所等に対する助言や情報共有を行うこと。
- ウ 圏域毎のケース検討会議を開催すること。
- エ 市町村に配置された子供の貧困対策支援員を支援する企画を行うこと。
- オ 南部地区の支援コーディネーターの求めに応じて、各圏域の情報を共有するための会議へ参加すること。

## (4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律・子供の貧困対策に関する大綱

### ① 子どもの貧困対策の推進に関する法律

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年 6 月26日法律第64号)

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第14条）
- 第3章 子どもの貧困対策会議（第15条・第16条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

##### （基本理念）

**第2条** 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

##### （国の責務）

**第3条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

**第5条** 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

##### （法制上の措置等）

**第6条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

**第7条** 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。



## 第2章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

**第8条** 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

(2) 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

(3) 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

(4) 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第2項第2号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

**第9条** 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

**第10条** 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

**第11条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

**第12条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

**第13条** 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

**第14条** 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

**第15条** 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 大綱の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第8条第2項各号に掲げる事項のうち前2項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

**第16条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 (抄)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第2条** 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ②子供の貧困対策に関する大綱

### 第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく<sup>1</sup>、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている<sup>2</sup>。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成 25 年）6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成 26 年）1 月に施行された。

（大綱案作成の経緯）

政府では、本年 4 月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計 4 回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として 6 月 20 日に内閣府特命担当大臣に提出した。

---

1 子供の貧困率 16.3%（2012 年厚生労働省データ）（2010 年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位）（OECD(2014) データ※日本の数値は 2009 年 15.7%）

2 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90.8%(全体 98.6%)（2013 年厚生労働省／文部科学省データ）

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

## 第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

### 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

### 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

### 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいいわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいえない点がある。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。

### 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

### 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。



家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいくまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間に於いて政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

### 第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

#### ○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

#### ○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したもの。

(注2) 高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

#### ○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%（大学等 19.2%、専修学校等 13.7%）

(注) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

#### ○生活保護世帯に属する子供の就職率

・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

(注1) 平成25年3月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注2) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 96.6%（高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）

就職率 2.1%

・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）

就職率 69.8%

（注 1） 平成 24 年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成 25 年 5 月 1 日現在の進路。

（注 2） 高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校  
（1 学年～3 学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（4 学年～5 学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに 職業能力開発促進法に基づく公  
共職業訓練施設

（出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ）

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）72.3%

（注） 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されて  
いる者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査）

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

・中学校卒業後の進路

進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）

就職率 0.8%

・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6%（大学等 23.9%、専修学校等 17.8%）

就職率 33.0%

（注 1） 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 16 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現在  
で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

（注 2） 高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の 19 歳の者のうち、平成 23 年 11 月 1 日現  
在で大学等（大学及び短期大学）、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

（出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計））

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008 人（平成 25 年度）

・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成 24 年度）

小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）



○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%  
(平成 25 年度)
  - ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%  
(平成 25 年度)
- (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）

- ・無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%
- ・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

(注 1) 予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

(注 2) 平成 25 年度においては、在学採用では 100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

(出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成 25 年度実績）)

○ひとり親家庭の親の就業率

- ・母子家庭の就業率：80.6%  
(正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%)
- ・父子家庭の就業率：91.3%  
(正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%)

(出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査)

○子供の貧困率 16.3%

(注) 17 歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない 17 歳以下の子供の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子供（17 歳以下）がいる世帯）のうち、大人（18 歳以上）が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所：平成 25 年国民生活基礎調査)

#### 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

##### 1 教育の支援

###### (1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

###### (学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

###### (学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

###### (地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

###### (高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長２年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

## （２）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第２期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

## （３）就学支援の充実

### （義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

### （「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成 26 年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

## 2 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。



全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

#### （母子生活支援施設等の活用）

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

### （２）子供の生活支援

#### （児童養護施設等の退所児童等の支援）

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

#### （食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

#### （ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。



### (3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

#### (関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

### (4) 子供の就労支援

#### (ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

#### (親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

#### (定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

#### (高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

### (5) 支援する人員の確保等

#### (社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

#### (相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

### (6) その他の生活支援

#### (妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

#### （住宅支援）

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

### 3 保護者に対する就労の支援

#### （親の就労支援）

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

#### （親の学び直しの支援）

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

#### （就労機会の確保）

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

## 4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

## 5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

## 第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

### 1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

### 2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

### 3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

## 第6 施策の推進体制等

### 1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

### 3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

### 4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

### 5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。